

令和6年度

下水道事業統計年報



秋田市上下水道局

『 秋 田 市 に つ い て 』

面 積	人 口 (秋田市人口世帯表)	市制施行
906.07 km ²	293,116 人(R7. 3. 31 現在)	明治 22 年 4 月 1 日

◎ 地名の由来

その昔、秋田市は「鷲田（あぎた）」または「飽田（あいた）」と呼ばれるエゾ地でした。
明治 4 年 1 月 13 日第 12 代の藩主佐竹義堯^{よしたか}が、朝命によって「秋田」と改称しました。

◎ おいたち

天平 5 年(733)日本北辺の守りとして高清水の丘に出羽柵「秋田城」が築かれています。
南北朝時代(1333～1391)を経て、足利期の戦国時代には、安部貞任の一族である安東（秋田）実季が湊城主として現在の土崎にいました。

関ヶ原合戦のひきがねとなった家康の会津征戦に際して、その態度があいまいであったとして、慶長 7 年(1602)藩祖佐竹義宣が常陸（茨城県）54 万石から出羽秋田 20 万石に国替えを命じられ、翌年現在の千秋公園に城を築き、藩名を「久保田」と改めました。

明治 4 年の廃藩置県のあと、明治 22 年 2 月 2 日市制施行の指定を受け、同年 4 月 1 日に市制を施行、現在の千秋矢留町に 7 月 12 日市役所を開庁しました。(当時の人口 29,279 人、面積 6.87k m²) その後、明治、大正、昭和を経て大きな戦災もなく終戦を迎え、昭和 30 年代までに 8 回にわたり周辺町村との合併を重ねながら発展し、平成元年には、市制施行から 100 年という節目を迎えました。

更に平成 9 年 4 月 1 日に、東北初の中核市指定を受けたほか、平成 17 年 1 月 11 日には、河辺町、雄和町の編入合併により新たな「秋田市」が誕生し、市域の拡大と共に人口も約 33 万 5 千人となりました。なお、現在の人口は約 29 万 3 千人となっております。

◎ 位置

秋田市は地理的には秋田県のほぼ中央にあり、西部海岸に位置し日本海に面しています。
市の東には出羽丘陵、太平山を擁し、南に雄物川、そして市街地を北から南に旭川が流れ、山、川、海、丘のある美しいまちです。

秋田市は、東経 140 度 6 分で東京とほぼ同じ同位線上、緯度は北緯 39 度 43 分で、ニューヨークと同位、海拔は平坦地で 5.7m です。

◎ 市章



昭和3年6月に制定され、藩主佐竹氏の居城であった「矢留の森(千秋公園)」を表したもので、的に矢を配し、秋田の「田」の字と「矢留」を表現して秋田市章とした。

◎ 秋田市の花・木



さつき



けやき

◎ シンボルカラー

若草色（若さ、健康、明るい建設的な息吹のイメージ、そして、さわやかな公園都市を象徴している。）

目 次

秋田市について

1 総 説

(1) 下水道の役割	9
(2) 沿 革	9
(3) 下水道のあゆみ	12
(4) 事業認可の経緯	
(イ) 公共下水道（秋田地域）	18
(ロ) 公共下水道（河辺地域）	24
(ハ) 公共下水道（雄和地域）	26
(ニ) 特定環境保全公共下水道	28
(ホ) 都市下水路	30
(5) 事業の概要	
(イ) 公共下水道事業	32
(ロ) 秋田湾・雄物川流域下水道事業	34
(ハ) 特定環境保全公共下水道事業	35
(ニ) 水環境・再生下水道モデル事業	36
(ホ) 都市下水路事業	39
(ヘ) フレックスプラン	39
(ト) アメニティ下水道モデル事業	39
(チ) 地域下水道	40
(リ) 合流式下水道緊急改善事業	41
(ヌ) 管渠の老朽化対策	41
(ル) 維持管理に関する包括的民間委託の検討	41
(6) 施設配置図	42

2 施 設

(1) 管路延長	45
(2) ポンプ施設	
(イ) ポンプ場の全体計画と事業計画	46
(ロ) 汚水中継ポンプ場	48
(ハ) 雨水排水ポンプ場および返送ポンプ場	54
(ニ) マンホールポンプ	56
(3) 終末処理施設	
(イ) 仁別浄化センター	58

3 業 務

(1) 業務実績総括表	63
(2) 処理水量	
(イ) 公共下水道事業	64
(ロ) 秋田湾・雄物川流域下水道事業	64
(3) 秋田湾・雄物川流域下水道事業に係わる負担金	
(イ) 負担金額の推移	65
(ロ) 建設事業費負担金の推移	65
(ハ) 維持管理費負担金単価の推移	66
(4) ポンプ場別揚水量	67
(5) 管路の小破補修状況	68
(6) 放流水水質検査結果	70
(7) 特定事業場等の水質規制	
(イ) 下水処理区域の特定事業	71
(ロ) 各処理区毎の下水排除基準	72
(8) 水洗化普及および促進	
(イ) 処理区別水洗化普及状況	74
(ロ) 水洗化融資あっせん等	75
(ハ) 私道への公共下水道設置制度	77
(ニ) 指定排水設備工事業者制度	78
(ホ) 排水設備工事件数	79
(9) 下水道使用料等収入状況	
(イ) 下水道使用料	80
(ロ) 下水道事業受益者負担金	81
(ハ) 下水道事業分担金	81
(10) 下水道使用状況	
(イ) 用途、使用水、段階別使用状況	82
(ロ) 業種別使用状況（水道水使用）	84
(ハ) 業種別使用状況（水道水以外使用）	85

4	経 理	
(1)	維持管理費および資本費（減価償却費および企業債利息）の財源	89
(2)	建設事業の財源	89
(3)	収益的収支（損益計算書）	90
(4)	貸借対照表	92
(5)	資本的収支	94
(6)	財務分析	96
(7)	企業債内訳	98
5	使用料等	
(1)	現行使用料等	
(イ)	下水道使用料	101
(ロ)	下水道事業受益者負担金および下水道事業分担金	102
6	資 料	
(1)	県庁所在地下水道普及率	104
(2)	中核市下水道普及率	105
(3)	下水道維持管理サービス向上のためのガイドラインに掲げられた 背景情報・業務指標の試算結果	106

1 総 説



八橋汚水中継ポンプ場



1 総説

(1) 下水道の役割

下水道は、市民の安全・安心な快適で活力ある暮らしを実現し、良好な環境を創造するうえで必要不可欠な都市施設であり、おもに次のような役割を果たしています。

(イ) 周辺環境の改善

汚水が周辺に流れなくなり、悪臭やハエ、蚊の発生を防ぎます。

(ロ) トイレの水洗化

トイレを水洗化し、快適な生活を約束します。

(ハ) 海や川、湖沼（公共用水域）の水質保全

生活用水などを浄化して、海や川、湖沼の水をきれいに保ちます。

(ニ) 浸水被害の防除

雨水を速やかに排除して浸水を防ぎ、生命や財産を守り安全なまちをつくれます。

(2) 沿革

旧藩時代の秋田市周辺は、平坦で自然勾配による排水ができないため、いたるところに湿地や沼地が散在していた。このことは、土地の字名に沼、谷地、潟などの地名が多いことから知ることができる。これは、秋田、山形の県境を源流とし、流域面積 4,710 km²の雨水を集め、延長 133 km に渡って市街地を貫流し日本海に注いでいる雄物川と、その河口付近で合流している太平川、旭川などが、長い年月の間に流砂沖積や河床移動を繰り返した結果、このような地勢になったものと考えられる。

このように本市の地勢は自然流下が困難であるため、生活排水が滞留腐敗して悪臭が発生しやすく、降雨時には市内低地部が氾濫し、伝染病もたびたび発生する状況であった。このため、大正 15 年、市議会の承認を得て下水道事業に着手し、第一期工事（昭和 7 年～昭和 12 年）として、市中心部を流れる「旭川」周辺の整備を行ったのが本市下水道のはじまりである。

その後、第二期工事（昭和 12 年～昭和 15 年）の整備を行い、旧市内の下水道はほぼ完成した。

昭和 16 年から昭和 26 年までは、第二次世界大戦により事業の中止を余儀なくされたが、昭和 27 年より、第三期工事（昭和 27 年～昭和 40 年）の整備を再開し、昭和 40 年度までに約 1,150ha、総延長 107,648m の整備を行った。しかし、放流先が市内を流れる河川等であったことから、単なる生活排水対策にすぎなかった。

そのため、高度経済成長による産業活動の進展や、生活様式の多様化に伴い、公共用水域の水質汚濁が環境保全上の大きな問題とされ、本市でも水質保全の観点から本格的な処理計画を定め、昭和 40 年から八橋終末処理場の建設に着手し、昭和 45 年から運転を開始した。

一方、広域的な面からの河川や湖沼等の水質汚濁防止に効率的な下水道の整備を図るため、昭和 48 年に秋田県によって流域下水道整備総合計画が策定され、特に水質汚濁が進んでいる「秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区」について、昭和 50 年から 2 市 12 町 1 村を対象に事業着手することになった。

本市ではこれを受け、昭和 51 年 4 月に流域関連公共下水道臨海処理区の認可（2,431.7ha）を取得し、単独公共下水道八橋処理区（841ha）と合わせて事業促進を図るため、昭和 54 年 4 月には下水道建設課を設置するなど執行体制の強化充実を図った。また、昭和 57 年 4 月の流域下水道処理場の供用開始と同時に、汚泥の有効活用を図るためコンポストセンターの運転を開始した。

その後、下水道の整備が進むにつれ汚泥量が増加し、汚泥の埋め立て処分地の確保が困難となったことから、昭和 63 年 4 月には汚泥焼却施設の運転を開始した。

昭和 63 年度から平成 2 年度にかけて、湖沼等の水質保全や地域環境改善として 2 地区、リゾートパーク整備事業に伴う基盤整備として 1 地区の特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成 4 年度には、この事業で整備した処理施設の一部を有効活用し、2 地域においてフレックスプランを導入した。また、モデル事業であるアメニティ下水道事業や水循環・再生下水道事業等にも積極的に取り組んでいる。

平成 2 年 4 月には、機構改革により下水道事務所から下水道部に改組し、平成 14 年 4 月から、下水道事業の経営状況や財政状態の一層の明確化および透明性を確保するため、地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用した。（平成 17 年 4 月 1 日より全部適用。）

平成 17 年 4 月には、水道局と下水道部を組織統合し、料金徴収部門の窓口の一本化、災害や事故発生時における一体的な対応体制の整備、建設工事の工程調整など、より一層の市民サービスの充実を図るため上下水道局をスタートさせた。

平成 21 年 3 月には、平成 21 年度から平成 30 年度までを計画期間とする、下水道事業基本計画を策定した。

平成 22 年 4 月には、公共下水道、農業集落排水、市設置型浄化槽の生活排水処理については健康で快適な生活環境の確保や公共水域の水質保全など、それぞれの事業が果たす役割は同じであることや、一層の市民サービスの向上、また公営企業会計を適用することで、組織の効率化による経費の削減、地域特性に適合した効率的で計画的な施設整備など経営効率化が見込まれることから、3 つの事業を一元化し上下水道局で運営することとした。

平成 24 年 12 月には、平成 25 年度から平成 29 年度までを計画期間とする下水道管路の第一期長寿命化計画が国土交通省に受理され、平成 25 年度から管路の長寿命化工事に着手した。

平成 26 年 4 月には、農業集落排水事業の金足処理区を公共下水道に編入し、生活排水処理の事業効率化を図った。

平成 28 年 3 月には、平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までを計画期間とする、下水道管路の第二期長寿命化計画を策定した。

平成 29 年 2 月には、平成 29 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までを計画期間とする、秋田市下水道ストックマネジメント計画を策定した。

同年 3 月には、平成 29 年度から平成 38 年度（令和 8 年度）までを計画期間とする、秋田市上下水道事業基本計画を策定した。

平成 30 年 9 月には、平成 30 年度から平成 35 年度（令和 5 年度）までを計画期間とする、秋田市下水道ストックマネジメント計画を改定した。

令和元年 5 月には、金足浄化センターの汚水の全量を秋田臨海処理センターへ送水開始し、汚水処理機能を停止した。

令和 2 年 8 月には、八橋下水道終末処理場の汚水の全量を秋田臨海処理センターへ送水開始し、同年 9 月には、汚水処理機能を停止した。

令和 3 年 3 月には、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする、秋田市下水道ストックマネジメント計画を改定した。

令和 3 年 4 月には、農業集落排水事業の石田坂処理区を、同年 10 月には豊巻および小山処理区を公共下水道に編入し、生活排水処理の事業効率化を図った。

令和 4 年 4 月には、農業集落排水事業の笹岡および戸賀沢処理区を公共下水道に編入し、生活排水処理の事業効率化を図った。

令和 5 年 4 月には、羽川浄化センターの汚水の全量を秋田臨海処理センターへ送水開始し、汚水処理機能を停止した。また、農業集落排水事業の下新城北部および下新城南部処理区を公共下水道に編入し、生活排水処理の事業効率化を図った。

令和 6 年 4 月には、農業集落排水事業の上新城処理区を公共下水道に編入し、生活排水処理の事業効率化を図った。

令和 7 年 3 月には、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする、秋田市上下水道事業基本計画を改定した。

(3) 下水道のあゆみ

明治22年 4月 1日	秋田市制施行
大正15年	市議会の承認を得て下水道の調査設計に着手
昭和 2年 3月23日	都市計画法適用都市に指定
昭和 5年	都市計画区域決定
昭和 6年	下水道の調査設計完了
昭和 6年10月 1日	第1期下水道事業認可 (236.4ha)
昭和 7年 5月18日	下水道法による認可
昭和 7年 6月 4日	第1期下水道事業着手 (236.4ha、44,484m)
昭和 9年 4月 5日	下水道条例制定
昭和12年 3月	第1期下水道事業完了
昭和12年 4月	第2期下水道事業認可着手 (95.5ha、14,646m)
昭和15年 3月	第2期下水道事業完了
昭和16～26年	事業中止
昭和26年 3月20日	下水道条例改正
昭和27年 7月18日	第3期下水道事業認可 (449.3ha、51,748m)
昭和29年 5月13日	古川都市下水路事業認可
昭和33年 3月19日	明田都市下水路事業認可
昭和39年 3月31日	下水道条例改正
昭和40年 4月 1日	建設部下水道課設置
昭和40年 6月 2日	将軍野都市下水路事業認可
昭和40年 9月 1日	八橋下水道終末処理場建設着手
昭和40年12月16日	公共下水道事業 (第4期) 計画変更認可 (1,149.77ha)
昭和41年 8月20日	山崎都市下水路事業認可
昭和45年 1月15日	秋田市指定水洗便所工事店規則制定
昭和45年 4月 1日	八橋下水道終末処理場一部運転開始
昭和47年 5月 1日	秋田市水洗便所改造資金助成規則制定
昭和47年 9月19日	赤沼・泉新川都市下水路事業認可
昭和50年10月29日	公共下水道計画決定 (5,727ha)
昭和51年 1月30日	公共下水道事業計画変更認可 (841ha)
昭和51年 3月31日	下水道条例改正 (使用料改定)
昭和51年 3月31日	下水道事業受益者負担に関する条例制定
昭和51年 4月 1日	秋田湾・雄物川流域下水道
	秋田市関連公共下水道事業計画認可 (2,431.7ha)
昭和52年 9月26日	下水道条例改正 (除害施設条項追加)
昭和54年 4月 1日	建設部下水道管理課、下水道建設課設置

昭和57年 4月 1日	秋田湾・雄物川流域下水道処理開始 （関連公共、秋田臨海処理区） 秋田市コンポストセンター運転開始
昭和58年 8月 5日	公共下水道計画決定（5,783ha）
昭和59年 3月 1日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可（2,436ha）
昭和59年 3月 2日	秋田市単独公共下水道事業計画変更認可（838.1ha）
昭和59年 3月27日	下水道条例改正 （使用料の定額制から従量制への改正、受益者負担金の改定）
昭和60年 3月 4日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可（幹線経路の変更 2,436ha）
昭和60年12月23日	下水道条例改正（使用料の改定、改定率 23.68%）
昭和61年 4月 1日	建設部下水道事務所設置（管理課、建設課、八橋事業所の三課）
昭和61年 4月21日	公共下水道計画決定（6,280ha）
昭和61年 5月27日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可（2,915ha）
昭和62年 2月23日	秋田市単独公共下水道事業計画変更認可 小泉潟処理区の追加（852ha）
昭和62年12月 1日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可（2,915ha）
昭和63年 4月 1日	八橋事業所が施設課に名称変更
昭和63年 4月 1日	汚泥焼却施設運転開始
昭和63年 5月 2日	建設部下水道事務所が八橋下水道終末処理場に移転
昭和63年 8月16日	秋田市単独公共下水道事業計画認可（羽川処理区）（25ha）
昭和63年10月17日	雄和町関連公共下水道事業計画認可（36.2ha）
昭和63年10月19日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可（2,915ha）
平成元年 7月 7日	河辺町関連公共下水道事業計画認可（42ha）
平成元年 9月18日	秋田市単独特定環境保全公共下水道事業計画認可（太平山処理区）（97ha）
平成元年 9月25日	秋田市地域下水道条例制定 （手形山団地地域下水道、ハイタウン桜地域下水道）
平成元年 9月25日	下水道条例改正（使用料の改定、改定率 37.26%）
平成 2年 4月 1日	下水道事務所が下水道部へ昇格 （総務課、建設課、維持課、施設課の四課）
平成 2年 7月16日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可（2,915ha）
平成 3年 2月21日	秋田市単独公共下水道事業計画変更認可（838ha）
平成 3年 7月17日	秋田市単独特定環境保全公共下水道事業計画変更認可（太平山処理区） （97ha）
平成 3年 8月 6日	秋田市単独公共下水道事業計画認可（金足処理区）（45ha） 秋田市単独公共下水道事業計画認可（下浜南処理区）（21ha）
平成 4年 3月 2日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可（2,915ha）

平成 4年 7月24日	公共下水道計画決定 (6, 435ha)
平成 4年 8月24日	秋田市単独公共下水道事業計画変更認可 (838ha)
平成 4年 9月14日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可 (4, 045. 9ha)
平成 5年 3月25日	公共下水道事業分担金徴収条例制定
平成 6年 3月10日	雄和町関連公共下水道事業計画変更認可 (83. 2ha)
平成 6年 3月22日	河辺町関連公共下水道事業計画変更認可 (106ha)
平成 7年 3月14日	公共下水道計画決定 (6, 448ha)
平成 7年 5月31日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可 (4, 112. 4ha)
平成 8年 4月10日	秋田市単独特定環境保全公共下水道事業計画変更認可 (太平山処理区) (97ha)
平成 8年 9月27日	下水道条例改正 (使用料の改定、改定率 19. 71%)
平成 8年12月17日	雄和町関連公共下水道事業計画変更認可 (123ha)
平成 9年 3月24日	秋田市地域下水道条例改正 (手形山団地地域下水道の廃止)
平成 9年 7月31日	公共下水道計画決定 (6, 496ha)
平成10年 2月 6日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可 (4, 160. 3ha)
平成10年11月30日	公共下水道計画決定 (9, 849ha)
平成11年 1月27日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可 (5, 408. 9ha)
平成11年 3月10日	河辺町関連公共下水道事業計画変更認可 (163. 2ha)
平成11年 3月25日	雄和町関連公共下水道事業計画変更認可 (150ha)
平成11年 3月26日	秋田市単独公共下水道事業計画変更認可 (838ha)
平成11年11月 5日	秋田市単独公共下水道事業計画変更認可 (下浜南処理区) (42ha)
平成11年12月21日	下水道条例改正 (使用料の改定、改定率 8. 34%)
平成12年10月 5日	雄和町関連公共下水道事業計画変更認可 (202ha)
平成14年 3月15日	公共下水道計画決定 (7, 148ha)
平成14年 4月 1日	地方公営企業法の一部 (財務規定等) を適用
平成14年 6月18日	河辺町関連公共下水道事業計画変更認可 (199. 2ha)
平成14年10月15日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可 (5, 854. 7ha)
平成14年12月24日	下水道条例改正 (使用料の改定、改定率 12. 32%)
平成15年 3月18日	雄和町関連公共下水道事業計画変更認可 (222ha)
平成15年 3月25日	秋田市単独特定環境保全公共下水道事業計画変更認可 (太平山処理区) (97ha)
平成15年 4月 1日	秋田市地域下水道条例改正 (ヴァンベール大平台地域下水道を追加)
平成16年12月24日	秋田市下水道条例改正
平成17年 1月11日	秋田市下水道条例一部改正 (1市2町合併によるもの)

平成17年 3月10日	秋田市合流式下水道緊急改善計画を策定（計画期間：H17～H25）
平成17年 3月29日	秋田市単独公共下水道事業計画変更認可（八橋処理区）（838ha）
平成17年 3月29日	秋田市単独公共下水道事業計画変更認可（下浜南処理区）（42ha）
平成17年 4月 1日	上下水道局発足（水道局、下水道部の組織統合） 地方公営企業法の全部を適用
平成18年 3月20日	秋田市単独公共下水道事業計画変更認可（838ha）
平成18年 3月23日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可 （旧河辺町、旧雄和町の公共下水道事業計画を統合 6, 275. 9ha）
平成20年 3月18日	秋田市関連公共下水道事業計画変更認可（6, 507. 6ha）
平成21年 3月24日	秋田市下水道事業基本計画策定
平成22年 4月 5日	秋田都市計画秋田市公共下水道の変更（7, 304ha） 河辺都市計画秋田市公共下水道の変更（228ha）
平成22年11月 1日	秋田市地域下水道条例改正 （ヴァンベール大平台・桜ガ丘地域下水道の廃止）
平成23年 3月31日	秋田市単独公共下水道事業計画変更認可（下浜南処理区：49. 5ha） 秋田市単独公共下水道事業計画変更認可（八橋処理区：838ha） 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画変更認可（臨海処理区：6, 684ha）
平成24年12月13日	秋田市下水道長寿命化計画（第一期）策定（計画期間：H25～H29）
平成25年 4月 1日	秋田市下水道条例の一部改正（下水道法の一部改正による） 秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正（下水道法の一部改正による）
平成26年 3月28日	秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画の変更 （金足農業集落排水を公共下水道へ編入 6, 798ha）
平成26年 4月 1日	秋田市下水道条例一部改正（下水道法の一部改正による）
平成28年 3月31日	秋田市下水道長寿命化計画（第二期）策定（計画期間：H28～R2）
平成28年 4月22日	秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画の変更 （秋田市単独公共下水道（八橋処理区）の排水区域等の 839. 1ha を編入）
平成29年 2月28日	秋田市下水道ストックマネジメント計画策定（計画期間：H29～R2）
平成29年 3月27日	秋田市上下水道事業基本計画策定（計画期間：H29～R8） 秋田市単独公共下水道事業計画の変更（八橋処理区：838ha）
平成30年 3月19日	秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画の変更 （下浜長浜地区および羽川地区の一部を編入 7, 748. 9ha）
平成30年 9月 3日	秋田市下水道ストックマネジメント計画改定 （計画期間：管路施設 H31～R5、処理場・ポンプ場施設 H30～R4）

平成30年11月16日	秋田市特定環境保全公共下水道事業計画の変更（太平山処理区） （下水道法の一部改正による）
平成31年 3月27日	秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画の変更 （笹岡、豊岩、戸賀沢農業集落排水を公共下水道へ編入 7, 832. 4ha）
令和元年 5月14日	金足浄化センター廃止（ポンプ場化）
令和 2年 9月 1日	八橋下水道終末処理場汚水処理機能停止（ポンプ場化）
令和 3年 3月22日	秋田市下水道ストックマネジメント計画改定 （計画期間：管路施設 R3～R7、処理場・ポンプ場施設 H30～R4）
令和 3年 3月25日	秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画の変更 （下新城北部、下新城南部、上新城、上北手東部、赤平、下三内、種平農業集落排水および糠塚地域下水道を公共下水道へ編入 8, 022. 9ha）
令和 4年 3月24日	秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画の変更 （太平川第二・七排水区と太平川第二・八排水区の統合および地区内幹線の変更）
令和 5年 3月13日	秋田市下水道ストックマネジメント計画改定 （計画期間：管路施設 R3～R7、処理場・ポンプ場施設 R5～R9）
令和 5年 4月 1日	羽川浄化センター廃止
令和 7年 3月27日	秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画の変更 （下北手中央、寒川、新波、向野、萱ヶ沢農業集落排水を公共下水道へ編入 8, 115. 3ha）



(4) 事業認可の経緯

(イ) 公共下水道（秋田地域）

事業名	施行年度	総事業費 [千円]	認可面積 [ha]
第1期下水道事業	昭和7年度 ～ 昭和12年度	814	236.4
第2期下水道事業	昭和12年度 ～ 昭和15年度	405	95.5
第3期下水道事業	昭和27年度 ～ 昭和40年度	853,800	449.3
第4回公共下水道事業の変更 (第4期下水道事業) (既認可全区域含む)	昭和7年度 ～ 昭和50年度	4,371,813	1,149.8
第5回公共下水道事業の変更	昭和7年度 ～ 昭和54年度	15,716,600	867.3
第6回公共下水道事業の変更	昭和7年度 ～ 昭和55年度	21,991,198	841.0
第7回秋田市単独公共下水道 事業計画の変更	昭和7年度 ～ 昭和62年度	23,209,494	838.1
第8回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成4年度	59,315,094	2,436.0
第9回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成4年度	59,315,094	2,436.0
第10回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成4年度	66,283,654	2,915.0
第11回秋田市単独公共下水道 事業計画の変更	昭和7年度 ～ 平成3年度	24,635,744	852.0
第12回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成4年度	66,283,654	2,915.0
第13回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成4年度	66,483,654	2,915.0
第14回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成4年度	66,953,280	2,915.0
第15回秋田市単独公共下水道 事業計画の変更	昭和7年度 ～ 平成4年度	27,581,479	838.0
第1回秋田市単独公共下水道事業 計画（金足処理区）認可	平成3年度 ～ 平成10年度	509,000	45.0

認 可 人 口 [人]	区 域 等	認 可 年 月 日
38,007	大町・保戸野中町・通町・旭南の一部・中通・南通・築地・宮田・みその町・亀の町・檜山の一部の地区	S6.10.1
12,304	秋田駅前・旭南の一部・手形・保戸野すわ町の一部の地区	S12.7.17
105,383	牛島・保戸野鉄砲町・川尻・土崎・新屋の地区	S27.7.18
123,710	第1期から第3期までの認可区域と山王地区及び終末処理場の追加変更	S40.12.16 ※終末処理場認可 厚生省認可(40.3.31)
73,632	処理場の増設および土崎、新屋、茨島地区を除く（流域関連公共下水道へ）	S50.8.19
72,009	流域下水道の関連により、山王第二と寺内南地区を入替	S51.1.30
72,174	山王第二地区を編入 終末処理場汚泥処理施設に機械濃縮施設を追加	S59.3.2
171,896	単独の寺内南を編入 〃 明田、手形を編入	S59.3.1
171,896	雄物川右岸一号幹線・東部幹線 新藤田南町幹線の経路の変更	S60.3.4
166,867	フレーム、施設計画の見直し 御野場、秋田新都市の追加	S61.5.27
74,844	特定環境保全公共下水道として小泉潟処理区14ha 2,670人を追加	S62.2.23
166,867	御野場汚水中継ポンプ場を追加 茨島汚水中継ポンプ場廃止	S62.12.1
166,867	南部幹線・新屋鳥木町幹線の経路の変更 明田雨水排水ポンプ場を追加	S63.10.19
166,867	幹線の経路、延長、断面の変更	H2.7.16
72,174	幹線の経路、延長の変更、幹線、ポンプ場の追加排水区域の変更、脱臭棟の追加	H3.2.21
1,976	金足処理区新規（フレックスプラン）	H3.8.6

事業名	施行年度	総事業費 [千円]	認可面積 [ha]
第1回秋田市単独公共下水道事業計画（下浜南処理区）認可	平成3年度 ～ 平成9年度	216,000	21.0
第16回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成4年度	63,405,245	2,915.0
第17回秋田市単独公共下水道事業計画の変更	昭和7年度 ～ 平成10年度	37,381,702	838.0
第18回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成10年度	124,358,543	4,045.9
第19回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成12年度	136,251,532	4,112.4
第20回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成12年度	136,566,532	4,160.3
第21回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成16年度	186,299,966	5,408.9
第22回秋田市単独公共下水道事業計画の変更	昭和7年度 ～ 平成16年度	48,549,749	838.0
第2回秋田市単独公共下水道事業計画（下浜南処理区）の変更	平成3年度 ～ 平成17年度	843,011	42.0
第23回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成19年度	168,322,526	5,854.7
第24回秋田市単独公共下水道事業計画（八橋処理区）の変更	昭和7年度 ～ 平成22年度	53,395,337	838.0
第3回秋田市単独公共下水道事業計画（下浜南処理区）の変更	平成3年度 ～ 平成22年度	707,410	42.0
第25回秋田市単独公共下水道事業計画（八橋処理区）の変更	昭和7年度 ～ 平成22年度	54,299,337	838.0
第26回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成19年度	158,338,616	6,275.9
第27回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成25年度	169,773,127	6,507.6
第4回秋田市単独公共下水道事業計画（下浜南処理区）の変更	平成3年度 ～ 平成28年度	872,310	49.5

認 可 人 口 [人]	区 域 等	認 可 年 月 日
711	下浜南処理区新規（フレックスプラン）	H3. 8. 6
135, 034	幹線の経路、延長の変更、処理分区、排水区の変更、ポンプ場の変更	H4. 3. 2
59, 800	幹線の経路、延長の変更、幹線、ポンプ場の追加	H4. 8. 24
187, 270	区域の変更	H4. 9. 14
197, 557	区域の変更	H7. 5. 31
197, 557	区域、処理分区、幹線の変更	H10. 2. 6
250, 410	区域、処理分区の変更	H11. 1. 27
59, 800	期間の延長	H11. 3. 26
700	区域の変更	H11. 11. 5
253, 000	区域の変更、処理分区の変更	H14. 10. 15
47, 800	期間の延長、流総計画の見直しに伴う計画人口等の変更	H17. 3. 29
700	期間の延長	H17. 3. 29
47, 800	合流式下水道緊急改善事業に関わる変更 計画街路整備に関わる変更	H18. 3. 20
265, 870	合流式下水道緊急改善事業に関わる変更 フレーム・原単位の見直し 市町合併により旧河辺・旧雄和両町の関連公共下水道を統合	H18. 3. 23
265, 160	期間の延長、区域の変更 フレーム・原単位の見直し	H20. 3. 18
715	期間延長・区域の変更 フレーム・原単位の見直し	H23. 3. 31

事業名	施行年度	総事業費 [千円]	認可面積 [ha]
第28回秋田市単独公共下水道事業計画（八橋処理区）の変更	昭和7年度 ～ 平成28年度	58,256,381	838.0
第29回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成28年度	174,961,972	6,798.1
第29回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 平成30年度	241,062,453	7,637.2
第25回秋田市単独公共下水道事業計画（八橋処理区）の変更	昭和7年度 ～ 令和2年度	58,448,234	838.0
第30回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 令和2年度	248,540,069	7,748.9
第31回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 令和2年度	248,439,574	7,832.4
第32回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 令和6年度	266,992,850	8,022.9
第33回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 令和6年度	270,642,320	8,022.9
第34回秋田湾・雄物川流域関連 秋田市公共下水道事業計画の変更	昭和51年度 ～ 令和12年度	312,533,507	8,115.3

※平成23年の下水道法改正により、平成24年4月1日以降の事業計画変更については、認

認 可 人 口 [人]	区 域 等	認 可 年 月 日
260, 990	期間延長・雨水幹線変更 フレーム・原単位の見直し	H23. 3. 31
255, 520	区域の変更	H26. 3. 28
291, 935	期間の延長、区域の変更	H28. 4. 22
40, 330	期間の延長、フレーム・原単位の見直し	H29. 3. 27
288, 970	期間の延長、区域の拡大、フレームの見直し	H30. 3. 19
290, 920	区域の拡大	H31. 3. 27
283, 750	区域の拡大	R3. 3. 25
283, 750	処理分区、幹線の変更	R4. 3. 24
274, 910	期間の延長、区域の拡大、フレーム・原単位の見直し	R7. 3. 27

可面積を事業計画区域面積、認可人口を事業計画人口と読み替える。

(ロ) 公共下水道（河辺地域）

事業名	施行年度	総事業費 [千円]	認可面積 [ha]
河辺町関連公共下水道事業計画認可	平成元年度 ～ 平成7年度	994,000	42.0
第1回河辺町関連公共下水道事業計画の変更	平成元年度 ～ 平成11年度	2,988,000	106.0
第2回河辺町関連公共下水道事業計画の変更	平成元年度 ～ 平成16年度	5,143,547	163.2
第3回河辺町関連公共下水道事業計画の変更	平成元年度 ～ 平成19年度	5,131,025	199.2

※平成18年3月23日、秋田地域と統合

認 可 人 口 [人]	区 域 等	認 可 年 月 日
1, 300	戸島地区の一部	H1. 7. 7
3, 330	和田、松渕、北野田高屋地区の各一部	H6. 3. 22
4, 460	北野田高屋、和田、松渕、戸島、畑谷地区の各一部を区域に編入	H11. 3. 10
5, 490	北野田高屋、諸井、和田、松渕、戸島、豊成地区の各一部	H14. 6. 18

(ハ) 公共下水道（雄和地域）

事業名	施行年度	総事業費 [千円]	認可面積 [ha]
雄和町関連公共下水道事業計画認可	昭和63年度 ～ 平成6年度	950,000	36.2
第1回雄和町関連公共下水道事業計画の変更	昭和63年度 ～ 平成11年度	1,945,000	83.2
第2回雄和町関連公共下水道事業計画の変更	昭和63年度 ～ 平成14年度	3,290,000	123.0
第3回雄和町関連公共下水道事業計画の変更	昭和63年度 ～ 平成16年度	3,947,804	150.0
第4回雄和町関連公共下水道事業計画の変更	昭和63年度 ～ 平成16年度	4,749,804	202.0
第5回雄和町関連公共下水道事業計画の変更	昭和63年度 ～ 平成19年度	4,573,804	222.0

※平成18年3月23日、秋田地域と統合

認 可 人 口 [人]	区 域 等	認 可 年 月 日
1, 320	田草川、芝野新田地区の各一部	S63. 10. 17
2, 350	椿川、平沢、石田地区の各一部を区域に編入	H6. 3. 10
2, 750	椿川、平沢、石田、妙法地区の各一部を区域に編入	H8. 12. 17
3, 830	椿川、石田、妙法地区の各一部を区域に編入	H11. 3. 25
5, 430	下黒瀬、平沢、相川地区の各一部を区域に編入	H12. 10. 5
5, 430	田草川、椿川、下黒瀬、妙法地区の各一部を区域に編入	H15. 3. 18

(二) 特定環境保全公共下水道

事業名	施行年度	総事業費 [千円]	認可面積 [ha]
第1回秋田市単独公共下水道事業計画 (小泉潟処理区) 認可	昭和61年度 ～ 平成3年度	972,300	14.0
第1回秋田市単独公共下水道事業計画 (羽川処理区) 認可	昭和63年度	311,074	25.0
第1回秋田市単独公共下水道事業計画 (太平山処理区) 認可	平成元年度 ～ 平成7年度	3,540,000	97.0
第2回秋田市単独公共下水道事業計画 (太平山処理区) 変更認可	平成元年度 ～ 平成7年度	3,540,000	97.0
第3回秋田市単独公共下水道事業計画 (太平山処理区) 変更認可	平成元年度 ～ 平成14年度	3,540,000	97.0
第4回秋田市単独公共下水道事業計画 (太平山処理区) 変更認可	平成元年度 ～ 平成21年度	3,540,000	97.0
第5回秋田市特定環境保全公共下水道 事業計画(太平山処理区)の変更	平成元年度 ～ 令和7年度	1,858,934	97.0

※()内は観光人口

※平成23年の下水道法改正により、平成24年4月1日以降の事業計画変更については、認

認 可 人 口 [人]	区 域 等	認 可 年 月 日
2,670 (2,100)	小泉潟処理区新規 ※ 八橋処理区の事業計画の変更と同時	S62.2.23
350	羽川処理区新規	S63.8.16
14,410 (13,540)	太平山処理区新規	H1.9.18
14,410 (13,540)	汚水・雨水幹線の断面・ルートの変更及び処理場面積の変更	H3.7.17
14,410 (13,540)	期間の延長	H8.4.10
14,410 (13,540)	期間の延長	H15.3.25
14,410 (13,540)	期間の延長、計画人口の見直し	H30.11.16

可面積を事業計画区域面積、認可人口を事業計画人口と読み替える。

(ホ) 都市下水路

事業名	施行年度	総事業費 [千円]	集水面積 [ha]	浸水面積 [ha]	浸水指数※
古川都市下水路	昭和28年度 ～ 昭和29年度	3,100	59.5	29.8	5,100
明田都市下水路	昭和31年度 ～ 昭和33年度	16,635	56.8	20.2	5,180
将軍野都市下水路	昭和30年度 ～ 昭和42年度	52,200	93.6	31.0	5,544
山崎都市下水路	昭和39年度 ～ 昭和44年度	98,220	52.8	20.5	5,280
赤沼都市下水路	昭和47年度 ～ 昭和50年度	237,000	79.0	35.0	9,000
泉新川都市下水路	昭和47年度 ～ 昭和51年度	325,250	105.0	70.7	16,200
十七流都市下水路	昭和52年度 ～ 昭和56年度	906,000	61.0	18.0	10,800
潟中島都市下水路	昭和55年度 ～ 昭和60年度	488,500	81.1	31.9	10,080
飯島都市下水路	昭和56年度 ～ 平成2年度	756,500	264.0	63.0	8,400
上川原都市下水路	昭和57年度 ～ 昭和61年度	265,000	59.3	15.6	5,760
広面都市下水路	昭和61年度 ～ 平成3年度	1,021,000	118.0	31.0	7,200
桜都市下水路	昭和61年度 ～ 平成3年度	469,750	147.0	20.0	6,300
中野都市下水路	昭和63年度 ～ 平成6年度	1,045,250	54.0	30.0	5,700
堰越都市下水路	平成3年度 ～ 平成8年度	1,285,500	76.6	9.0	5,400
小中島都市下水路	平成6年度 ～ 平成10年度	553,000	59.3	9.0	5,400
横森都市下水路	平成7年度 ～ 平成10年度	487,000	57.0	7.0	5,100

※浸水指数＝浸水戸数×浸水回数×浸水時間

放流先	管径及び延長	事業認可 年月日	下水道法第27条 による指定	雨水幹線名
秋田港	□1.80×1.35 L= 348.0 m	S29.5.13	公共下水道に変更 (S51.4.1)	旧雄物川右岸三号幹線
太平洋	□2.00×1.50～□2.00×1.35 L= 693.2 m	S33.3.19 (最終)	〃	太平洋第一幹線
草生津川	□1.65×1.50～φ1.35 L=2,063.0 m	S40.6.2 (最終)	〃	草生津川右岸五号幹線
太平洋	φ0.80～φ1.35 L=1,931.0 m	S41.8.20 (最終)	〃	太平洋二号幹線
太平洋	φ2.00～φ1.20 L=1,496.0 m	S50.3.27 (最終)	〃 (H5.3.31)	太平洋五号幹線
草生津川	□2.00×2.00～□1.80×1.80 L=1,835.0 m	S50.3.27 (最終)	〃 (S51.4.1)	草生津川左岸三号幹線
太平洋	φ1.65～□1.95×1.95 L=2,040.0 m	S52.9.20	〃 (H5.3.31)	太平洋四号幹線
古川	□2.40×1.92～□1.30×1.43 L=1,151.0 m	S55.5.1	〃 (H5.3.31)	古川一号幹線
新城川	□4.80×2.40～□4.50×2.25 L=1,137.0 m	S63.3.11 (最終)	〃 (H11.6.10)	新城川左岸三号幹線
旭川	□1.60×1.60～□1.20×1.20 L= 563.0 m	S60.3.4 (最終)	〃 (H11.6.10)	旭川四号幹線
太平洋	□2.70×2.16～□1.10×1.43 L=1,502.0 m	H3.3.26 (最終)	〃 (H5.3.31)	太平洋八号幹線
太平洋	□2.40×2.40～□1.30×1.30 L= 753.0 m	H3.3.26 (最終)	〃 (H11.6.10)	太平洋六号幹線
新城川	□2.30×1.50～φ1.35 L=1,678.0 m	H5.2.24 (最終)	〃 (H11.6.10)	新城川右岸一号幹線
太平洋	□2.70×2.70～φ2.00 L=1,387.4 m	H7.3.16 (最終)	〃 (H11.6.10)	太平洋十号幹線 太平洋十～一号幹 線
古川	□3.00×1.60～□2.50×1.00 L=1,022.0 m	H7.1.30	〃 (H11.1.27)	古川一号幹線
太平洋	□1.50×1.50～φ1.00 L= 923.0 m	H7.9.12	〃 (H11.1.27)	太平洋三号幹線

(5) 事業の概要

秋田市の下水道整備は、令和 27 年度を目標とした秋田市公共下水道全体計画(面積 8,568ha、計画人口 231,020 人)に基づいて整備を進め、令和 7 年 3 月末の下水道事業計画区域面積は 8,212.3ha で、この内整備済面積は 6,697.1ha、処理区域内人口は 279,916 人となっており、行政人口 291,412 人に対する下水道普及率は 96.1%となっている。

(イ) 公共下水道事業

公共下水道は主として市街地における下水を排除し、または処理するために、終末処理場または流域下水道に接続するものである。終末処理場を有するものを単独公共下水道、流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道という。また、特定環境保全公共下水道を含めた場合を広義の公共下水道、除いた場合を狭義の公共下水道としている。

① 面積及び人口

下水道 区分	処理 区分	全体計画(R27 目標)		事業計画		汚水整備状況		整備率
		面積[ha] A	人口[人] B	面積[ha] C	人口[人] D	面積[ha] E	人口[人] F	面積[ha] E/C
流域関連 公共下水 道	臨海 (八橋以外)	6,943	187,640	6,149	215,545	4,982	225,310	81.0
	臨海 (八橋)	838	33,540	838	39,960	827	40,740	98.7
	臨海 (下浜南)	臨海処理 区に含む	臨海処理 区に含む	50	715	42	臨海(八橋 以外)に含む	84.0
	河辺	284	5,450	239	5,240	206	4,679	86.2
	雄和	406	4,320	233	2,710	200	2,276	85.8
	計	8,471	230,950	7,510	264,170	6,257	273,005	83.3
特定環境 保全公共 下水道	太平山	97	70	97	90	45	102	46.4
	計	97	70	97	90	45	102	46.4
流域関連 特定環境 保全公共 下水道	小泉潟	臨海処理 区に含む	臨海処理 区に含む	14	210	14	216	100.0
	太平柳田			131	2,160	106	1,726	80.9
	横山			17	240	12	195	70.6
	添川			14	340	13	251	92.9
	臨海 (羽川)			25	350	25	208	100.0
	雄和			56	710	42	784	75.0
	臨海 (旧農集)			348	6,730	184	3,429	52.9
	計			605	10,740	395	6,809	65.3
合計		8,568	231,020	8,212	275,000	6,697	279,916	81.6

※小数点以下を四捨五入し、整数で表示。

②下水道普及率等の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
下水道普及率 [%]	94.1	94.6	95.1	95.6	96.1
伸 率	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5
秋 田 県	67.1	67.8	68.4	69.1	69.6
全 国 平 均	80.1	80.6	81.0	81.4	81.8
整備済人口 [人]	286,261	285,559	283,873	282,153	279,916
対前年度増減	△1,161	△702	△1,686	△1,720	△2,237
住民基本台帳人口 [人]	304,334	301,573	298,587	295,065	291,412
整備済面積 [ha]	6,450.0	6,506.3	6,547.6	6,637.9	6,697.1
対前年度増減	23.3	56.4	41.3	90.3	59.2
累計事業費 [百万円]	271,186	275,372	279,181	284,140	288,228
単 年	4,392	4,186	3,809	4,959	4,088

※ 各年度末現在

※ 事業費は決算値（流域下水道建設費負担金含む）

(ロ) 秋田湾・雄物川流域下水道事業

秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区は、秋田市をはじめ年々水質汚濁が進み富栄養化現象もみられるようになった八郎湖周辺3市4町1村を対象とし、昭和50年度から秋田県が事業主体となって整備している事業で、昭和57年4月より供用開始された。

◎全体計画

昭和48年度から調査を始めた「秋田湾・雄物川流域別下水道整備総合計画」に基づき、秋田湾・雄物川流域下水道事業臨海処理区の計画を策定し、昭和50年度から、目標年次を平成7年度として事業に着手した。その後、何度かの見直しの後、令和2年度にも計画の見直しを図り、目標年次を令和27年度として事業を行っている。

○全体計画（臨海処理区）の概要（令和3年3月末時点）

市町村名	計画区域 面積[ha]	計画区域 人口[人]	計画日最大汚水量[m ³ /日]				合計
			家庭汚水量	工場排水量	地下水量	特殊水量	
秋田市	8,477.7	223,795	87,050	6,572	9,250	4,117	106,989
男鹿市	950.8	11,090	4,159	146	449	61	4,815
潟上市	1,542.6	21,400	8,025	583	857	105	9,570
三種町	572.8	7,100	2,343	29	271	674	3,317
五城目町	474.8	3,500	1,155	74	123	－	1,352
八郎潟町	295.0	3,700	1,221	66	130	54	1,471
井川町	244.8	3,100	1,023	7	109	－	1,139
大潟村	310.3	3,050	1,007	－	200	1,150	2,357
合計	12,868.8	276,735	105,983	7,477	11,389	6,161	131,010

○終末処理施設（令和3年3月末時点）

処理施設の名称	位置	敷地面積	処理方法	処理能力（全体計画）
秋田臨海処理センター	向浜二丁目 3-1	44.41ha	標準活性汚泥法 ＋凝集沈殿法 ＋急速ろ過	日最大 131,000 m ³ /日 3系列（6池） 処理人口 276,735 人

(ハ) 特定環境保全公共下水道事業

環境問題が比較的少なかった市街地周辺や観光地において、公共用水域の水質汚濁が進み自然環境が悪化してきたことから、これら地域からも生活環境の向上と環境保全が求められ、昭和 62 年より順次 4 処理区の下水道事業計画の認可を受け、下水道整備事業に着手した。

<小泉潟処理区>

市北部の県立小泉潟公園内にある「男潟」「女潟」は閉鎖性湖沼で、周囲から生活排水が流入し水質汚濁が進んでいたことから、水質保全を図るため、昭和 63 年 8 月より小泉潟処理区として下水道整備を行い、平成 2 年 4 月から「金足浄化センター」として処理を開始した。

令和元年度に「金足浄化センター」の汚水中継ポンプ場化に伴い、臨海処理区へ接続された。

<羽川処理区>

下浜羽川は市の南西部に位置し、年々過疎化が進んでいたため、同地区の活性化対策として職住近接型の団地を昭和 63 年より造成した。同団地は、県内最大の海水浴場である「下浜海水浴場」付近に流入する二級河川「鮎川」に隣接しており、同河川を含む地区の水質汚濁が懸念されたことから、団地の造成と並行して羽川処理区として下水道整備を行い、平成元年 4 月から「羽川浄化センター」として処理を開始した。

下水道整備の進捗に合わせ、令和 5 年度に「羽川浄化センター」は廃止され、臨海処理区へ接続された。

<太平山処理区>

太平山仁別地区は市の中心部から北東 12 km に位置し、市民の健康増進や広域観光拠点として豊かな自然や森林学習館、ピクニックの森、クアドーム・ザブーン、スキー場オーパス等の各種施設を配した太平山リゾートパーク整備事業が進められ、その基盤整備として平成 2 年 6 月より太平山処理区とする下水道整備を行い、平成 3 年 8 月から「仁別浄化センター」として砂ろ過による高度処理を開始した。

<臨海処理区>

自然保護等を目的とする上記 3 処理区のほか、臨海処理区において、既存市街地の公共下水道事業区域と一体的に整備を行うことが効率的な地域を特定環境保全公共下水道として整備している。

これまで、添川地区、雄和下黒瀬および相川地区、太平柳田地区、横山地区の 4 地区において、概ね整備が完了している。

また、生活排水処理の事業効率化を目的とした処理施設の統廃合に伴い、農業集落排水 8 地区を特定環境保全公共下水道として接続し編入している。

(二) 水循環・再生下水道モデル事業

市街地における良好な水環境を確保するため、既存の施設を利用して、せせらぎ水路、植栽、遊歩道などを設置し、より親水性のある水辺空間を創り出す事業で、平成6年度までは「下水道水緑景観モデル事業」として、平成7年度から「水循環・再生下水道モデル事業」として実施されている。本市においては、平成元年度より平成7年度まで市南西部の雄物川左岸河口部に位置する新屋排水路を整備し、また平成6年度から平成10年度には旧市街地の北側に隣接する新興住宅地内を流れ、草生津川に注ぐ水路の整備を行った。

① 雄物川左岸3号幹線と新屋排水路の整備

<事業概要>

公共雨水幹線の整備は「秋田市公共下水道事業計画」、公園整備部分は「新屋大川端带状近隣公園等整備基本計画」に基づき、「川の一生」をイメージして水路を2つのゾーンに分けて整備した。

◎上流部：川が誕生するまでの山や森のゾーン

地下の水路ボックスの地上部に子供の遊び場、スポーツ広場および多目的広場として利用する開放的な施設を設置。

◎中流部～下流部：川の誕生から海までの川の流れのゾーン

晴天時に上流からの流出水をゾーンまで導き、人々が親しめるよう水路ボックスの地上部に清らかな「せせらぎ水路」・「桜の群生域」空間を確保し、下流部は排水路としての機能を損なうことのないよう水路を整備し、かつ遊歩道、桜並木により水と緑の空間を創出。

※なお、この事業による環境整備区域は新屋水門（雄物川流入点）より上流約1,100m、幅30mである。



中流部



下流部

<事業年次>

新屋排水路の整備は、総事業費 17 億円、整備期間 7 ヶ年（平成元年度～平成 7 年度）であり、その概要は次表のとおりである。

（単位：百万円）

年度	公共雨水幹線		水緑景観		
	事業概要	事業費	事業概要	事業費	国費
H 元	L=277m □3,900×2,730 ほか	180.0	実施設計委託	6.0	2.0
H2	L=446m □3,900×2,730	431.4	植栽工一式	7.5	2.5
H3	L=83.7m 石積 6,400×3,200×3,200	90.2	景観施設工事	12.0	4.0
H4	L=164.9m 石積 6,400×3,200×3,200 ほか	139.2	景観施設工事	60.0	20.0
H5	L=202.3m □3,900×2,730 ほか	538.2	景観施設工事	60.0	20.0
H6	L=22.2m □3,600×2,520	20.7	景観施設工事	72.0	24.0
H7			景観施設工事	69.0	23.0
合計	1,196.1m	1,399.7		286.5	95.5

② 草生津川左岸 7 号幹線と親水水路の整備

<事業概要>

親水水路の整備として、時間の流れに従って、上流から「過去」「現在」「未来」そして「花の道」の 4 ゾーンに分け、水辺空間をゾーンごとにインパクトのある個性的なものとし、地域住民に広く親しまれ、日常生活に溶けこんだ親水水路となるよう整備した。

路線延長 $L = 710\text{m}$
 幅 員 $W = 5.0 \sim 7.0\text{m}$ 、一部 30m
 全体面積 $A = 5,000 \text{ m}^2$



上流側



下流側

<事業年次>

本モデル事業は、総事業費 1 億 2 千万円、整備期間 4 ヶ年で完成した。

(単位：百万円)

年度	H6	H7	H8	H9	H10	合計
事業概要	実施計画	景観施設工事	景観施設工事	景観施設工事	景観施設工事	
事業費		43.2	27.0	27.0	24.0	121.2
国費		14.4	9.0	9.0	8.0	40.4

(ホ) 都市下水路事業

主として市街地における雨水や雑排水の排除を目的とし、浸水を防止するとともに公衆衛生の向上を図るものである。本市では昭和 28 年度より「古川都市下水路」の建設にはじまり、平成 11 年 3 月末で全 16 路線が完成した。

(ヘ) フレックスプラン

早急に下水道整備が求められる地域において、全体計画に定める終末処理場とは別に中間的な処理施設を設置するなど、ニーズに柔軟かつ機動的に対応できる下水道整備方式である。

本市においては、金足地区、下浜南地区の 2 地区を効率的に整備するため、特定環境保全公共下水道で整備した処理施設の一部を有効活用し、平成 4 年度から事業着手している。

金足地区については、下水道整備の進捗に合わせ平成 11 年度から流域関連公共下水道に接続替えした。

下浜南地区については、下水道整備の進捗に合わせ令和 5 年度から流域関連公共下水道に接続替えした。

(ト) アメニティ下水道モデル事業

下水道処理水を有効に活用することにより、従来の下水道施設の機能に更に新しい機能を付加することによって、市民生活をより快適にするもので、厳冬期における道路を守る下水道として処理水を側溝へ流し込み、融雪に役立てる送水管を昭和 62 年度から建設し、平成元年より供用していた。

処理水の水温は冬でも約 8℃と高く、冬期間における歩行者の安全や交通の流れの確保に寄与していたが、令和 2 年度に八橋下水道終末処理場の汚水処理機能廃止に伴い、送水を停止した。

(チ) 地域下水道

地域下水道とは、秋田市地域下水道条例（平成元年 10 月 1 日施行）に基づき排水を排除するための排水管、排水渠、これに接続して汚水进行处理するために設けられる処理施設をいう。

平成 22 年度に「ヴァンベール大平台地域下水道」と「桜ガ丘地域下水道」を廃止し、現在は「糠塚地域下水道」の 1 箇所となっており、その概要は以下のとおりである。

糠塚地域下水道の概要

所 在 地		雄和妙法字糠塚 43－11
設置年月日		平成 3 年 4 月 1 日
敷 地 面 積		229.65 m ²
計画住宅戸数		
計画処理面積		1.9 ha
計画処理人口		160 人
処 理 方 式		直接ばっ気方式
計画汚水量	日平均	32 m ³ /日
計画放流水質	BOD	30mg/L 以下
	SS	—
管 渠 延 長		団地内 277.77m (φ 200)
		団地外 172.95m (φ 250)
		計 450.72m
マンホール数		団地内 11 基 (1 号)
契約設備電力		
発電機容量		な し
放 流 先		雄 物 川

(リ) 合流式下水道緊急改善事業

本市では旧市街地を中心とする八橋処理区の大部分および土崎・新屋地区等臨海処理区の一部において合流式下水道方式を採用しており、一定以上の降雨時には汚水の一部が未処理のまま河川等の公共用水域に排出されている。

このような合流式下水道は、首都圏や地方の中核都市など早期に下水道事業に着手した全国 191 都市で採用されており、近年、首都圏を中心に未処理放流水による水質悪化や公衆衛生面の問題が顕著化したため、平成 16 年 4 月にトイレトペーパーなどの夾雑物流出防止、未処理放流回数削減および放流水質規制等を定めた改正下水道法施行令が施行されたことから、平成 16 年度に「秋田市合流式下水道緊急改善計画」を策定し、平成 17 年度から施行令期限である平成 25 年度までの 9 年間で夾雑物除去装置設置、遮集量増大および雨水処理施設増設などの対策を実施した。

(ヌ) 管渠の老朽化対策

旧市街地における管路の老朽化や、これに起因する道路陥没等の多発を受け、昭和 7 年以降に整備された概ね 50 年を経過した管渠のうち、TV カメラ調査等の結果により改築が必要とされた管渠を対象に、平成 8 年度から管渠の老朽化対策に取り組んでいる。旧市街地での作業が多いため、道路交通や周辺環境に影響の少ない管更生工法による改築事業を実施しており、令和 6 年度末における布設 50 年経過管約 189km に対する改築延長は約 71km、改築率は 37.7%に達している。

今後は「秋田市下水道ストックマネジメント計画」のもと、経過年数や材質、埋設道路の重要度、河川や軌道の横断等のリスク評価に基づく点検・調査と、管路調査結果に基づく健全度評価により、優先順位をつけた改築事業と維持管理を進める。

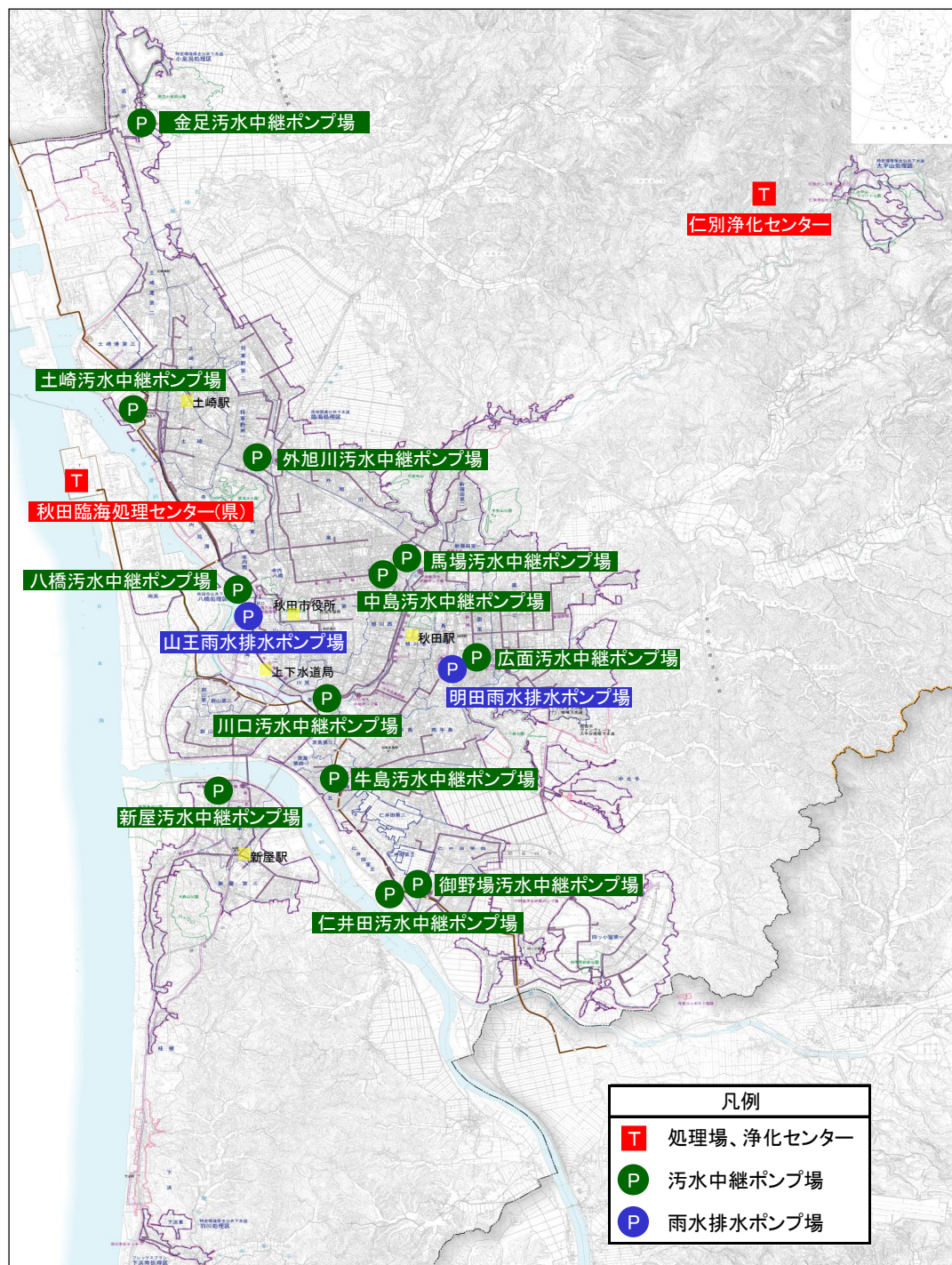
(ル) 維持管理に関する包括的民間委託

計画的な改築事業の実施により、予防保全型維持管理への転換を進めているところではあるが、限られた予算や職員数の減少が見込まれるなかで、引き続き老朽施設の改築事業や維持管理業務を適切に行っていくためには、民間事業者の技術能力等の活用も重要である。

管路については、維持管理における包括的民間委託の導入検討を行い、既存施設の情報整理や維持管理計画の策定・精査のほか、リスク分担や事業の公平性・透明性の確保について、民間事業者と十分な意見交換を行い、第一期包括的民間委託を令和 4 年 10 月から令和 7 年 3 月まで実施した。引き続き、令和 7 年 4 月から令和 9 年 3 月までの、第二期包括的民間委託の開始に向け準備を進めている。

汚水中継ポンプ場等についても、維持管理における包括的民間委託の導入検討を行い、令和 5 年度から第一期包括的民間委託を開始した。

(6) 施設配置図



2 施 設



秋田臨海処理センター



2 施設

(1) 管路延長

(単位：m)

区分・項目 / 年度			R2	R3	R4	R5	R6
公 共 下 水 道	八橋処理区	污水管	30,062	30,062	30,062	30,062	30,062
		雨水管	20,605	20,605	20,605	20,605	20,605
		合流管	158,273	158,273	158,273	158,273	158,273
		計	208,941	208,941	208,941	208,941	208,941
	臨 海	污水管	825,933	826,898	828,104	829,116	829,906
		雨水管	93,163	93,657	94,128	94,782	95,521
		合流管	46,997	46,997	47,375	47,414	47,414
		計	966,093	967,552	969,607	971,311	972,841
	新 都 市	污水管	41,875	41,875	41,875	41,875	41,875
		雨水管	19,752	19,752	19,752	19,752	19,752
		計	61,627	61,627	61,627	61,627	61,627
	下 浜 南	污水管	6,186	9,315	11,677	11,913	11,913
	金 足	污水管	6,252	6,252	6,252	6,252	6,252
	臨海処理区 合 計	污水管	880,245	884,340	887,909	889,156	889,947
		雨水管	112,914	113,409	113,879	114,534	115,272
		合流管	46,997	46,997	47,375	47,414	47,414
		計	1,040,157	1,044,746	1,049,163	1,051,103	1,052,632
	河 辺 地 区	污水管	50,293	50,538	50,885	51,523	51,812
	雄 和 地 区	污水管	28,509	28,509	28,600	28,600	28,600
	公共下水道 合 計	污水管	989,109	993,449	997,456	999,342	1,000,421
		雨水管	133,519	134,014	134,484	135,139	135,877
		合流管	205,270	205,270	205,648	205,687	205,687
		計	1,327,899	1,332,733	1,337,588	1,340,167	1,341,985
特 定 環 境 保 全	太平山処理区	污水管	5,287	5,287	5,287	5,287	5,287
		雨水管	3,690	3,690	3,690	3,690	3,690
		計	8,977	8,977	8,977	8,977	8,977
	小泉瀉処理区	污水管	4,202	4,202	4,202	4,202	4,202
	羽川処理区	污水管	469	469	469	469	469
	臨海処理区(太平柳田)	污水管	35,188	35,403	35,675	35,675	36,096
	臨海処理区(添川)	污水管	3,901	3,901	3,901	3,901	3,901
	臨海処理区(横山)	污水管	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785
	臨海処理区(旧農集)	污水管	3,075	18,204	22,639	42,579	62,377
	河 辺 地 区	污水管	0	0	0	358	2,297
	雄 和 地 区	污水管	12,315	13,855	24,413	24,358	24,358
	合 計	污水管	68,222	85,107	100,370	120,615	142,773
		雨水管	3,690	3,690	3,690	3,690	3,690
		計	71,912	88,797	104,060	124,305	146,463
開 発 行 為 等 に よ る 引 継 分		污水管	157,662	158,202	159,545	160,235	160,824
		雨水管	33,976	33,976	34,061	34,081	34,081
		合流管	25,935	25,935	25,935	25,935	26,018
		計	217,572	218,112	219,541	220,252	220,924
下 水 道 管 路 計 総		污水管	1,214,993	1,236,757	1,257,371	1,280,191	1,304,018
		雨水管	171,185	171,680	172,235	172,910	173,649
		合流管	231,205	231,205	231,583	231,622	231,705
		計	1,617,383	1,639,642	1,661,189	1,684,723	1,709,372

※臨海処理区の「下浜南・金足」はフレックスプランで整備した管路である。

(2) ポンプ施設

(イ) ポンプ場の全体計画と事業計画

区分	ポンプ場名	排除方式	全体計画 (令和6年度策定)			
			ポンプ口径	台数	内予備	能力 [m³/分]
汚水中継 ポンプ場	川口	合流	500	4		132.00
	中島	合流	150	3		6.30
			500	2		66.00
	外旭川	分流	200	2		5.00
			250	3	1	10.00
	新屋	分流 (一部合流)	250	2		14.00
			400	2	1	14.00
	馬場	分流	250	1		7.00
			300	3	1	22.00
	土崎	合流	400	3	1	32.00
	牛島	分流	150	2		4.00
			200	2	1	4.10
	御野場	分流	150	2	1	0.80
	広面	分流	150	3	1	5.20
	仁井田	分流	200	2	1	6.00
	金足	分流	200	2	1	1.40
	八橋	合流	400	2		44.00
			500	4		104.00
			700	3	1	112.00
雨水排水 ポンプ場	山王	分流	1,900	3		192.00
	明田	分流	800	3		228.00
	古川	分流				
返送 ポンプ場	下面影橋	分流	150	2		5.80
	旭橋	分流	200	2		7.80

事業計画 (令和6年度策定)				現況			
ポンプ口径	台数	内予備	能力 [m³/分]	ポンプ口径	台数	内予備	能力 [m³/分]
500	4		132.00	500	4	1	99.00
150	3		6.30	150	3	1	3.60
500	2		66.00	500	2		66.00
200	2		5.00	200	2		5.00
250	3	1	10.00	250	3	1	12.40
250	2		14.00	250	2		14.00
400	2	1	14.00	400	2	1	14.00
250	1		7.00	250	2		14.00
300	3	1	22.00	300	3	1	22.00
400	3	1	32.00	400	3	1	32.00
				150	2		6.60
				500	1		29.50
150	2		4.00	150	2		4.00
200	2	1	4.10	250	2	1	5.00
150	3	1	1.60	100	3	1	3.20
150	3	1	5.20	150	4	1	8.70
200	2	1	5.00	200	2	1	5.30
200	2	1	1.40	150	2	1	2.00
400	2		44.00	400	2		44.00
500	4		104.00	500	4		104.00
700	3	1	112.00	700	3	1	112.00
1,900	3		192.00	1,900	3		192.00
800	3		228.00	800	2		152.00
1,350	4		660.00				
150	2		5.80	150	2		5.80
200	2		7.80	200	2		7.80

(ロ) 汚水中継ポンプ場

			流 域	
名称			川 口	中 島
所在地			檜山登町12-43	千秋中島町10-7
着工年月			昭和51年 7 月	昭和57年 7 月
完成年月			昭和53年11月	昭和59年 3 月
運転開始年月			昭和54年 2 月	昭和59年 4 月
敷地面積[m ²]			6, 559	993
事業費[千円]			1, 990, 000	909, 180
計 画 流 入 汚 水 量	日平均[m ³ /日]		7, 541	311
	日最大[m ³ /日]		10, 330	427
	時間最大[m ³ /日]		15, 140	624
	雨天時最大[m ³ /日]		189, 355	8, 830
計画処理人口[人]			22, 800	1, 000
計画処理面積[ha]			307. 6	13. 7
ポ ン プ 能 力	汚 水	口径	500mm	150mm
		能力	33m ³ /分×5m	1. 8m ³ /分×8. 5m
		KW	45KW	5. 5KW
		台数	4 台	3 台
	雨 水	口径		500mm
		能力		33m ³ /分×6m
		KW		55KW
		台数		2 台
脱臭方式			活性炭	活性炭
契約設備電力[KW]			250	200
発電機容量[KVA]			375(高圧)1台	250

関 連				
土 崎		馬 場		御 野 場
土崎港西3-6-28		泉馬場15-1		御野場7-1
昭和55年 7 月		昭和59年 7 月		昭和62年12月
昭和58年 3 月		昭和62年 3 月		昭和63年 3 月
昭和58年 3 月		昭和62年 5 月		昭和63年 4 月
4, 455		2, 002		3, 661
1, 671, 504		1, 311, 291		139, 200
3, 787		16, 271		720
5, 237		22, 265		997
7, 778		34, 064		1, 459
23, 262				
9, 900		48, 600		4, 600
153. 0		850. 8		49. 0
400mm		250mm	300mm	100mm
16m ³ /分×11m		7m ³ /分×20m	11m ³ /分×23m	1. 6m ³ /分×27m
45KW		45KW	75KW	18. 5KW
3 台		2 台	3 台	3 台
150mm	500mm			
3. 3m ³ /分×6m	29. 5m ³ /分×5m			
7. 5KW	37KW			
2 台	1 台			
活性炭		活性炭		活性炭
250		600		43(動力)、30(照明)
375		500		70

			流 域			
名称			新 屋		牛 島	
所在地			新屋元町1-2		牛島南一丁目5-11	
着工年月			昭和62年 6 月		昭和63年 7 月	
完成年月			平成元年 3 月		平成 2 年 3 月	
運転開始年月			平成元年 4 月		平成 2 年 4 月	
敷地面積[m ²]			697		1, 031	
事業費[千円]			1, 325, 937		533, 471	
計 画 流 入 汚 水 量	日平均(m ³ /日)		7, 682		4, 977	
	日最大(m ³ /日)		10, 406		6, 877	
	時間最大(m ³ /日)		15, 269		10, 103	
	雨天時最大(m ³ /日)		25, 893			
計画処理人口(人)			17, 500		16, 900	
計画処理面積(ha)			512. 0		284. 6	
ポ ン プ 能 力	汚 水	口径	250mm	400mm	150mm	250mm
		能力	7m ³ /分×33m	14m ³ /分×33m	2m ³ /分×20m	5m ³ /分×20m
		KW	75KW	110KW	11KW	37KW
		台数	2 台	2 台	2 台	2 台
	雨 水	口径				
		能力				
		KW				
		台数				
脱臭方式			活性炭		活性炭	
契約設備電力(KW)			600		150	
発電機容量(KVA)			575		150	

関 連					
外 旭 川			広 面	仁 井 田	
外旭川字鳥谷場267			広面字大袋38-2	仁井田本町5-340-4	
平成元年 7 月			平成 9 年11月	平成12年 7 月	
平成 3 年 3 月			平成12年 3 月	平成14年 3 月	
平成 3 年 4 月			平成12年 3 月	平成14年 3 月	
2, 432			728	902	
1, 082, 170			629, 368	800, 447	
8, 490			3, 665	2, 565	
11, 556			5, 095	3, 482	
17, 205			7, 474	5, 118	
30, 400			12, 630	19, 060	
588. 3			197. 0	451. 0	
200mm	250mm	250mm	150mm	200mm	
2. 5m ³ /分×13m	6. 2m ³ /分×13m	6. 2m ³ /分×14m	2. 9m ³ /分×15m	5. 3m ³ /分×11m	
11KW	22KW	30KW	15KW	15KW	
2 台	1 台	2 台	4 台	2 台	
活性炭			活性炭	活性炭	
300			100	105	
300			100	100	

			流 域		関 連		
名称			金 足		八 橋		
所在地			下新城長岡字耳取66		八橋本町6-12-15		
着工年月			平成29年 9 月		昭和40年 9 月※ ¹		
完成年月			令和元年 5 月		昭和45年 4 月※ ¹		
運転開始年月			令和元年 5 月		令和 2 年 9 月		
敷地面積[m ²]			3, 944		39, 100		
事業費[千円]			327, 126		509, 659※ ²		
計 画 流 入 汚 水 量	日平均(m ³ /日)		1, 034		18, 200		
	日最大(m ³ /日)		1, 379		24, 800		
	時間最大(m ³ /日)		1, 992		36, 400		
	雨天時最大(m ³ /日)				414, 000		
計画処理人口(人)			5, 030		40, 330		
計画処理面積(ha)			132. 0		838. 0		
ポ ン プ 能 力	汚 水	口径	150mm		500mm	700mm	400mm
		能力	2. 0m ³ /分×34m		26. 0m ³ /分×12m	56. 0m ³ /分×8. 5m	22. 0m ³ /分×10m
		KW	30KW		75KW	120KW	55KW
		台数	2 台		4 台	3 台	2 台
	雨 水	口径			400mm		
		能力			21. 0m ³ /分×7. 5m		
		KW			45KW		
		台数			3 台		
脱臭方式			活性炭		活性炭		
契約設備電力(KW)			150		1, 200		
発電機容量(KVA)			150		1, 500		

※1 前身である八橋下水道終末処理場の着工・完成年月

※2 ポンプ場化に要した事業費



(ハ) 雨水排水ポンプ場および返送ポンプ場

		雨	水	排	水
名称		山 王		明 田	
所在地		八橋南一丁目8番1号		東通明田地内	
着工年月		平成3年1月		昭和63年12月	
完成年月		平成4年5月		平成元年3月	
運転開始年月		平成4年5月		平成元年8月	
敷地面積[m ²]		1,102		1,513	
事業費[千円]		636,323		273,969	
排水面積[ha]		33.42		114.00	
計画流入量[m ³ /秒]		3.07		3.80	
計画排水量[m ³ /秒]		3.19		2.54(3.80)	
運転水位[m]		1.40		4.50	
ポンプ能力	型式	スクリープンプ		800mmDSZ型ポンプ	
	能力	64m ³ /分		76m ³ /分	
	動力	ディーゼルエンジンポンプ (130馬力)		90KW	
	台数	3台		2台	
発電機容量[KVA]		50		300	
放流先		草生津川		太平川	

※ ()内の数字は全体計画値

返	送
旭 橋	下 面 影 橋
川元小川町地内	八橋本町六丁目12-15
平成 5 年 6 月	
平成 8 年 5 月	平成19年 6 月
平成 8 年 6 月	平成19年 7 月
396	－
160, 680	－
108. 30	－
0. 15	－
0. 13 (0. 16)	－
定期的に手動運転	水位の増減による自動運転 (夜間のみ運転)
200mm	150mm
3. 9m ³ /分－15m	2. 9m ³ /分－10m
15KW－200V	15KW－200V
2 台	2 台
なし	なし
旭川・旭川西幹線	八橋汚水中継ポンプ場

(二) マンホールポンプ

マンホールポンプ施設は、自然流下で対応できない低地域の汚水または雨水を揚水し、下水管への送水または河川への放流をするもので、緊急時に即時対応できるよう自動通報装置が設置されています。

地 区	区 域	汚 水	雨 水	合 流	合流改善	合 計
北 部	金足・上新城・下新城	98	1	0	0	99
	土崎・飯島	17	0	0	0	17
	将軍野・寺内・外旭川	19	0	0	0	19
	向浜	1	0	0	0	1
中 央	添川・濁川・旭川	11	0	0	0	11
	保戸野・千秋	2	0	1	1	4
	手形・東通・広面・中通・柳田・太平	63	1	0	0	64
	八橋・山王・泉	3	1	0	1	5
	旭南・檜山・下北手・横森	14	3	4	1	22
南 部	新屋・浜田	43	1	0	0	44
	茨島	0	0	1	0	1
	牛島・仁井田	19	0	1	0	20
	御野場・御所野・上北手・四ツ小屋	29	0	0	0	29
仁 別	仁別	8	0	0	0	8
下 浜	下浜	19	0	0	0	19
河 辺		51	0	0	0	51
雄 和		45	0	0	0	45
合 計		442	7	7	3	459



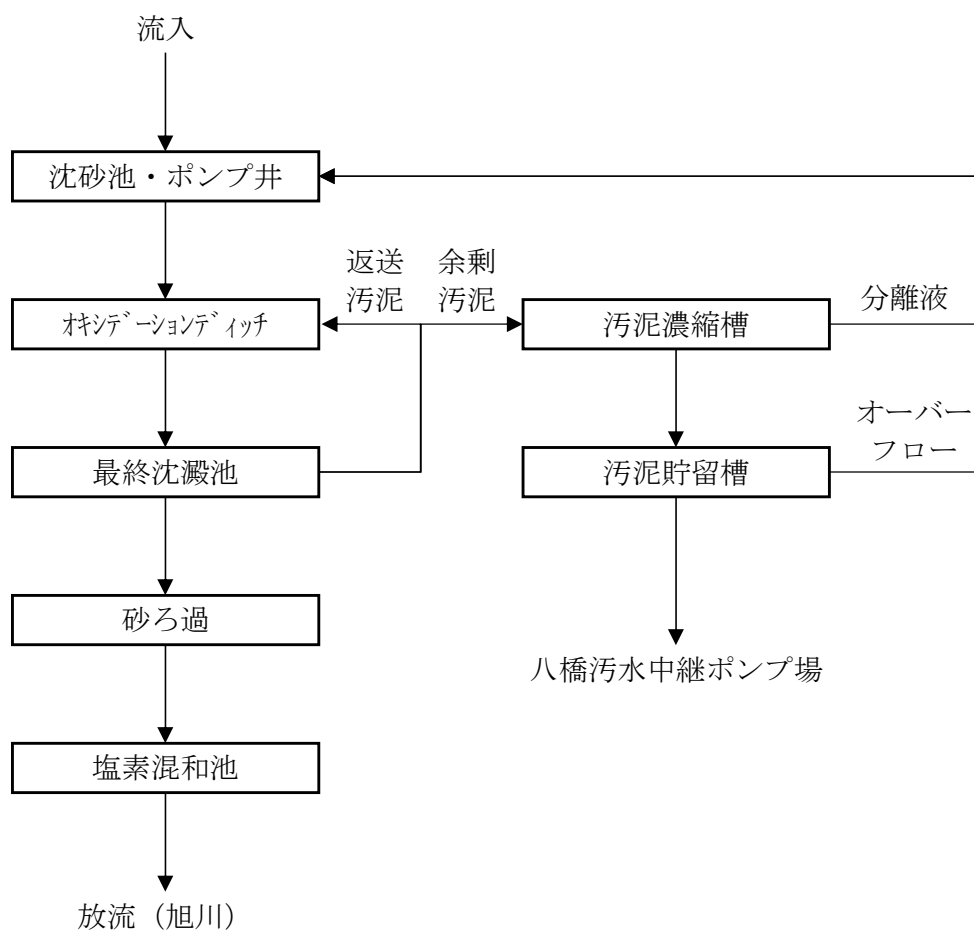
(3) 終末処理施設

(イ) 仁別浄化センター

所在地	仁別字小水沢86番地2
敷地面積	7,875 m ²
計画処理面積	97 ha
計画処理人口	13,630人 (うち定住90人, 観光11,540人, 宿泊2,000人)
計画処理能力	2,300 m ³ /日最大
現在処理能力	1,150 m ³ /日最大
処理区域面積 (対計画比)	44.9 ha (H28年度46.3%)
処理方式	オキシデーションディッチ法
排除方式	分流式
運転開始	平成3年8月
放流先	旭川
総事業費	15億円(全体計画)

施設	概要	全体	事業計画	供用
流入渠	φ 350 mm	1 式	1 式	1 式
沈砂池	W1.4 m×L1.4 m×H0.15 m	1 池	1 池	1 池
主ポンプ	φ 100 mm×0.65 m ³ /分×H10 m×3.7 kw	4 台 (内予備1台)	4 台 (内予備1台)	3 台
エアレーションタンク	W4 m×L78.1 m×H3 m	4 池	4 池	2 池
最終沈殿池	φ 8.6 m×H3.5 m	4 池	4 池	2 池
塩素混和池	W1 m×L12 m×H2 m	1 池	1 池	1 池
汚泥濃縮槽	W2.6 m×L2.6 m×H3 m	2 槽	2 槽	1 槽
汚泥貯留槽	W3.2 m×L3.2 m×H3.5 m	4 槽	4 槽	2 槽
放流渠	φ 350 mm	1 式	1 式	1 式

< 処理過程 >





3 業 務



「ねえ！みんな 水 好き！？」

水に関するポスター展
令和6年度 最優秀賞



3 業務

(1) 業務実績総括表

区分 \ 年度	令和6年度		
住民基本台帳人口 (A)	291,412 人		
住民基本台帳世帯数	146,496 世帯		
行政区域面積	90,607 ha		
下水道区分	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	合計
処理区域内人口 (B)	273,005 人	6,911 人	279,916 人
処理区域内面積	5,810 ha	445 ha	6,255 ha
普及率 (B/A)	93.7 %	2.4 %	96.1 %
水洗化人口 (C)	249,779 人	5,842 人	255,621 人
水洗化率 (C/B)	91.5 %	84.5 %	91.3 %
年間総処理水量	33,256,406 m ³	627,139 m ³	33,883,545 m ³
汚水処理水量 (D)	33,256,406 m ³	627,139 m ³	33,883,545 m ³
雨水処理水量	0 m ³		0 m ³
年間有収水量 (E)	26,744,780 m ³	607,127 m ³	27,351,907 m ³
有収率 (E/D)	80.4 %	96.8 %	80.7 %
下水道管路総計	1,559,416 m	149,956 m	1,709,372 m
汚水管延長	1,158,730 m	145,288 m	1,304,018 m
雨水管延長	168,981 m	4,668 m	173,649 m
合流管延長	231,705 m		231,705 m

(2) 処理水量

(イ) 公共下水道事業

		処理水量[m ³]			日平均処理水量 [m ³]
		簡易処理	高級処理	合計	
八橋下水道 終末処理場	R2	1,853,410	2,818,070	4,671,480	30,334
	R3				
	R4				
	R5				
	R6				
羽川浄化 センター	R2		72,308	72,308	198
	R3		80,712	80,712	221
	R4		76,171	76,171	209
	R5				
	R6				
金足浄化 センター	R2				
	R3				
	R4				
	R5				
	R6				
仁別浄化 センター	R2		102,111	102,111	280
	R3		93,535	93,535	256
	R4		99,383	99,383	272
	R5		105,648	105,648	289
	R6		99,309	99,309	272

(ロ) 秋田湾・雄物川流域下水道事業

		処理水量[m ³]			処理区域面積 [ha]	処理区域内人口 [人]
		簡易処理	高級処理	合計		
秋田臨海 処理センター	R2		29,851,401	29,851,401	6,338	285,318
	R3		33,133,356	33,133,356	6,436	284,642
	R4		34,224,514	34,224,514	6,478	282,974
	R5		35,830,418	35,830,418	6,593	282,041
	R6		33,779,836	33,779,836	6,652	279,814

(3) 秋田湾・雄物川流域下水道事業に係わる負担金

(イ) 負担金額の推移

秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区の建設事業費、維持管理費及び汚泥焼却施設維持管理費については、下水道法第31条の2第1項の規定に基づいて、流域関連市町村が応分の負担をしている。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
建設事業費負担金	306,788,000	485,318,000	321,705,000	184,267,000	235,117,000
維持管理費負担金	1,343,313,045	1,491,001,020	1,540,103,130	1,612,368,810	1,520,092,620
汚泥焼却施設 維持管理費負担金	266,446,957	317,388,189	337,705,736	396,539,475	350,499,612

※ 建設事業費負担金は、計画日最大汚水量により按分。

※ 建設事業費負担金は、前年度繰越額と当年度決算額を足したもの。

※ 維持管理費負担金は、処理水量に応じて負担。

※ 汚泥焼却施設維持管理費負担金は、処理水量により按分。

(ロ) 建設事業費負担金割合の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
建設事業費 負担金割合	81.09 %	81.66 %	81.66 %	81.66 %	81.66 %

○建設事業費負担割合

市町村名	令和6年度	
	全体計画日最大汚水量	負担率
秋田市	106,989 m ³ /日	81.66 %
男鹿市	4,815 m ³ /日	3.68 %
潟上市	9,570 m ³ /日	7.30 %
井川町	3,317 m ³ /日	2.53 %
五城目町	1,352 m ³ /日	1.03 %
八郎潟町	1,471 m ³ /日	1.12 %
三種町	1,139 m ³ /日	0.87 %
大潟村	2,357 m ³ /日	1.80 %
合計	131,010 m ³ /日	100.00 %

※ 負担率は、計画日最大汚水量より算定。

(ハ) 維持管理費負担金単価の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
維持管理費 負担金単価	45 円/m ³	45 円/m ³	45 円/m ³	45 円/m ³	45 円/m ³

○ 維持管理費負担金の算出根拠（処理水量合計×単価＝負担金）

年度		R2	R3	R4	R5	R6
処理 水量 「m ³ 」	4月	1,791,984	2,489,132	2,508,618	2,658,730	2,537,179
	5月	1,847,865	2,769,257	2,631,203	2,881,580	2,709,455
	6月	1,837,117	2,405,433	2,717,054	2,616,114	2,514,245
	7月	2,370,679	2,605,325	2,642,210	3,406,604	3,140,279
	8月	2,350,295	2,536,526	3,180,136	2,598,842	2,525,810
	9月	2,931,643	2,349,633	2,730,842	2,985,879	2,690,051
	10月	2,729,827	2,752,118	2,855,964	3,248,210	2,734,350
	11月	2,816,715	2,938,832	2,922,547	3,247,059	2,752,152
	12月	2,903,220	3,156,655	3,582,693	3,310,951	3,236,817
	1月	2,887,580	3,145,038	3,156,825	3,298,381	3,136,764
	2月	2,620,724	2,745,134	2,572,513	2,803,430	2,798,008
	3月	2,763,752	3,240,273	2,723,909	2,774,638	3,004,726
	合計	29,851,401	33,133,356	34,224,514	35,830,418	33,779,836
	月平均	2,487,617	2,761,113	2,852,043	2,985,868	2,814,986

(4) ポンプ場別揚水量 (m³)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
汚 水 中 継 ポ ン プ 場	川口	6,875,750	6,403,170	6,034,390	7,124,583	6,603,500
	中島	398,773	249,031	257,320	280,883	180,307
	御野場	437,373	357,588	376,190	381,717	348,835
	新屋	3,703,910	3,156,350	3,090,860	2,983,730	2,773,580
	牛島	1,541,165	1,507,373	1,494,498	1,540,896	1,482,306
	馬場	5,437,440	5,316,040	5,205,870	5,520,270	5,161,170
	土崎	1,721,390	1,505,750	1,665,140	1,847,720	1,342,980
	外旭川	2,926,170	2,851,230	2,857,640	3,044,120	2,913,700
	広面	1,059,291	1,050,394	1,037,633	1,081,392	1,031,841
	仁井田	1,167,024	1,155,730	1,132,314	1,162,677	1,147,883
	金足	211,619	201,765	200,027	262,215	235,619
	八橋(揚水)	9,764,880	13,722,510	13,054,230	15,917,650	12,428,530
	八橋(送水)	6,073,860	8,566,010	8,539,160	9,110,040	8,410,370
	年間降水量[mm]	2,062.5	1,871.0	1,751.0	2,354.0	1,748.0
ポ 雨 ン 水 排 場 水	山王	160,128	157,824	114,048	397,440	196,608
	(運転時間)	(41.70h)	(41.10h)	(29.70h)	(103.50h)	(51.20h)
	明田	54,720	38,760	0	93,480	0
	(運転時間)	(12.00h)	(8.50h)	(0.00h)	(20.50h)	(0.00h)

○汚水中継ポンプ場

自然流下で対応できない低地域からの汚水を揚水するもので、臨海処理センターへ送水している。

○雨水排水ポンプ場

降雨により河川が増水し、自然放流できなくなった低地の雨水をポンプによって強制排水するもので、低地帯などの浸水被害を防止している。

(5) 管路の小破補修状況

管路施設は、築造された当初はその機能を十分に発揮しているが、時間の経過とともに、ひび割れ、継ぎ手部分のずれ、たるみ、蛇行等が生じると、管路の閉塞、不明水量の増大や時には破損に伴う路面陥没等の事故が発生する原因となるため、計画的な調査、清掃、補修等の維持管理が重要である。

管理する管路延長は約1,709km（うち雨水管174km）であり、補修が必要な管路は、戦前に築造された第一期（S7～S12）、第二期（S12～S15）、戦後の第三期（S27～S40）の管路が大部分を占めている。このため、平成8年からは緊急に補修を要する管路の改築を実施している。

年度 項目		R2年度 [件]	R3年度 [件]	R4年度 [件]	R5年度 [件]	R6年度 [件]
人孔鉄蓋	取り替え	72	113	150	5	11
	高さ調整	95	163	176	166	107
	据付け直し	1	0	0	8	0
	小計	168	276	326	179	118
陥没	本管等補修	11	22	14	34	12
	汚水取付管補修	19	40	22	22	17
	雨水取付管補修	17	22	10	17	8
	小計	47	84	46	73	37
つまり	本管等補修	9	2	1	1	1
	汚水取付管補修	21	14	14	5	24
	雨水取付管補修	6	8	9	0	0
	小計	36	24	24	6	25
枿	汚水枿補修	18	30	29	14	13
	雨水枿補修	6	6	2	0	2
	小計	24	36	31	14	15
人孔補修		0	2	4	2	0
人孔周り舗装すり付け補修		35	43	3	7	8
その他		26	42	28	5	7
合計		336	507	462	286	210



(6) 放流水水質検査結果（令和6年度平均値）

区分	物質又は項目名（単位）	仁別浄化センター
有害物質	カドミウム及びその化合物 [mg/L]	0.003
	シアン化合物 [mg/L]	0.1
	有機燐化合物 [mg/L]	0.05
	鉛及びその化合物 [mg/L]	0.01
	六価クロム化合物 [mg/L]	0.02
	砒素及びその化合物 [mg/L]	0.01
	総水銀 [mg/L]	0.0005
	アルキル水銀化合物	0
	P C B [mg/L]	0.0005
	トリクロロエチレン [mg/L]	0.01
	テトラクロロエチレン [mg/L]	0.01
	ジクロロメタン [mg/L]	0.02
	四塩化炭素 [mg/L]	0.002
	1,2-ジクロロエタン [mg/L]	0.004
	1,1-ジクロロエチレン [mg/L]	0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン [mg/L]	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン [mg/L]	0.1
	1,1,2-トリクロロエタン [mg/L]	0.006
	1,3-ジクロロプロペン [mg/L]	0.002
	チウラム [mg/L]	0.006
	シマジン [mg/L]	0.003
	チオベンカルブ [mg/L]	0.02
	ベンゼン [mg/L]	0.01
	セレン及びその化合物 [mg/L]	0.01
	ほう素及びその化合物 [mg/L]	0.1
	ふっ素及びその化合物 [mg/L]	0.3
	1,4-ジオキサン [mg/L]	0.05
一般項目	フェノール類含有量 [mg/L]	0.05
	銅含有量 [mg/L]	0.01
	亜鉛含有量 [mg/L]	0.02
	溶解性鉄含有量 [mg/L]	0.1
	溶解性マンガ含有量 [mg/L]	0.05
	クロム含有量 [mg/L]	0.05
	水素イオン濃度（pH）	7.4
	生物化学的酸素要求量（BOD） [mg/L]	4.1
	化学的酸素要求量（COD） [mg/L]	—
	浮遊物質質量（SS） [mg/L]	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 [mg/L]	5
	大腸菌群数 [個/cm ³]	51
	窒素含有量 [mg/L]	6.38
	燐含有量 [mg/L]	0.68

※ 2 区分：水質汚濁防止法（第2条第2項）の規定による区分

(7) 特定事業場等の水質規制

工場、事業場等の排水には、下水道施設を損傷したり、終末処理場の処理機能に悪影響を与える物質を含んでいることがある。

このような下水を排除する場合、発生源である事業所側において除害施設等を設置し、排出基準を守る義務が生じる。

処理区域内における特定事業場の状況は次のとおりである。

(イ) 下水処理区域の特定事業

特定施設番号	該当業種又は施設	特定施設を有する事業場数	
		臨海処理区	特定環境保全
5	みそ、しょうゆ製造業	2	
8	パン、菓子、あん製造業	3	
10	飲料製造業	8	
16	めん類製造業	4	
17	豆腐、煮豆製造業	3	
23-2	新聞、出版、印刷、製版業	4	
47	医薬品製造業	1	
65	酸、アルカリによる表面処理	1	
66	電気めっき施設	1	
66-3	旅館業	3	
66-5	ちゅう房施設（レストラン）	1	1
67	洗たく業	21	
68-2	病院	5	
70-2	自動車分解整備業	1	
71	自動式車両洗浄施設	58	
71-2	洗浄施設（科学技術）	20	
71-4	産業廃棄処理施設	1	
72	し尿処理施設	3	
総事業場数		140	1

※ 1 特定施設とは水質汚濁防止法第2条第2項に規定する施設をいう。

※ 2 事業場数は、下水道法第12条の3による届出事業場数を示す。

※ 3 事業場数の中には、2つ以上の業種又は施設に該当するものもある。

(ロ) 各処理区毎の下水排除基準

対象物質又は項目名		対象者	終末処理場を有する公共下	
			臨海処理区	
			50 m ³ /日以上	50 m ³ /日未満
処理困難物質	カドミウム及びその化合物	[mg/L]	0.03	0.03
	シアン化合物	[mg/L]	* 0.1	* 0.1
	有機燐化合物	[mg/L]	1	1
	鉛及びその化合物	[mg/L]	0.1	0.1
	六価クロム化合物	[mg/L]	0.2	0.2
	砒素及びその化合物	[mg/L]	0.1	0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	[mg/L]	0.005	0.005
	アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	[mg/L]	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	[mg/L]	0.1	0.1
	テトラクロロエチレン	[mg/L]	0.1	0.1
	四塩化炭素	[mg/L]	0.02	0.02
	ジクロロメタン	[mg/L]	0.2	0.2
	1,2-ジクロロエタン	[mg/L]	0.04	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	[mg/L]	3	3
	1,1,2-トリクロロエタン	[mg/L]	0.06	0.06
	1,1-ジクロロエチレン	[mg/L]	1	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	[mg/L]	0.4	0.4
	1,3-ジクロロプロペン	[mg/L]	0.02	0.02
	チウラム	[mg/L]	0.06	0.06
	シマジン	[mg/L]	0.03	0.03
	チオベンカルブ	[mg/L]	0.2	0.2
	ベンゼン	[mg/L]	0.1	0.1
処理可能物質	セレン及びその化合物	[mg/L]	0.1	0.1
	ほう素化合物	[mg/L]	230	230
	ふっ素及びその化合物	[mg/L]	15	15
	1,4-ジオキサン	[mg/L]	0.5	0.5
	フェノール類	[mg/L]	* 2.0	* 2.0
	銅及びその化合物	[mg/L]	* 2.0	* 2.0
	亜鉛及びその化合物	[mg/L]	2	2
	鉄及びその化合物（溶解性）	[mg/L]	10	10
	マンガン及びその化合物（溶解性）	[mg/L]	10	10
	クロム及びその化合物	[mg/L]	2	2
処理可能物質	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	[mg/L]	380未満	380未満
	水素イオン濃度（pH）		5超え～9未満	5超え～9未満
	生物化学的酸素要求量（BOD）	[mg/L]	600未満	600未満
	浮遊物質（SS）	[mg/L]	600未満	600未満
	ノルマルヘキサン	[mg/L]	5	5
	抽出物質（動植物油）	[mg/L]	30	30
	温度	[℃]	45未満	45未満
	有機消費量	[mg/L]	220未満	220未満
	ダイオキシン類	[pg-TEQ/L]	10	10

水道の利用者 特定施設のな いもの	排水区域 の利用者
0.03	
1	
1	
0.1	
0.2	
0.1	
0.005	
検出されないこと	
0.003	
0.1	
0.1	
0.02	
0.2	
0.04	
3	
0.06	
1	
0.4	
0.02	
0.06	
0.03	
0.2	
0.1	
0.1	
230	
15	
0.5	
* 2.0	
* 2.0	
2	
10	
10	
2	
5超え～9未満	5超え～9未満
600未満	
600未満	
5	5
30	30
45未満	45未満
220未満	220未満
10	

※1 □の枠内は直罰等による規制に係わる排除基準である。

※2 □の枠内は除害施設の設置等の義務に係わる基準である。

※3 *は水質汚濁防止法に基づく秋田県公害防止条例による
上乗せ基準である。
ただし、業種又は施設により、適用とならない事業場も
ある。

※4 ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法特定施
設を設置する特定事業場に係るものである。

※5 数値に超え、未満との表示の無いものは全て以下である。

(8) 水洗化普及および促進

水洗化普及促進対策として、下水道の目的や役割等について広く市民の理解を得るために、地区別の工事説明会やキャンペーン、パンフレットの配布、戸別訪問、その他「広報あきた」等を通じて啓蒙活動を行っている。

また、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする場合や、既存の浄化槽を廃止して公共下水道に接続しようとする場合に、資金の融資あっせん（利子補給）や助成金の交付を行っており、水洗化の普及・促進に努めている。

さらに、指定排水設備工事業者に対しては、排水設備工事等が安全・円滑に進むよう指導している。

(イ) 処理区別水洗化普及状況

処理区		R2	R3	R4	R5	R6
八橋	処理区域内人口[人]	42,551	41,893	41,641	41,280	40,740
	水洗化人口[人]	39,106	38,400	38,206	37,713	37,363
	水洗化率[%]	91.9	91.7	91.8	91.4	91.7
臨海	処理区域内人口[人]	242,261	242,249	240,841	240,076	238,399
	水洗化人口[人]	217,517	218,159	217,792	218,172	217,520
	水洗化率[%]	89.8	90.1	90.4	90.9	91.2
羽川	処理区域内人口[人]	202	202	205	208	208
	水洗化人口[人]	200	195	186	208	208
	水洗化率[%]	99.0	96.5	90.7	100.0	100.0
下浜南	処理区域内人口[人]	616	595	576	臨海に含む	臨海に含む
	水洗化人口[人]	408	392	390	臨海に含む	臨海に含む
	水洗化率[%]	66.2	65.9	67.7	-	-
小泉潟	処理区域内人口[人]	235	226	222	218	216
	水洗化人口[人]	199	194	190	217	215
	水洗化率[%]	84.7	85.8	85.6	99.5	99.5
太平山	処理区域内人口[人]	125	120	118	112	102
	水洗化人口[人]	95	94	89	82	101
	水洗化率[%]	76.0	78.3	75.4	73.2	99.0
添川	処理区域内人口[人]	271	274	270	259	251
	水洗化人口[人]	186	186	189	221	214
	水洗化率[%]	68.6	67.9	70.0	85.3	85.3
全体	処理区域内人口[人]	286,261	285,559	283,873	282,153	279,916
	水洗化人口[人]	257,711	257,620	257,042	256,613	255,621
	水洗化率[%]	90.0	90.2	90.5	90.9	91.3

(ロ) 水洗化融資あっせん等

融資・助成対象			金額	償還方法 (毎月均等)	備考
融資 あっせん	くみ取り式 トイレ改造	一般住宅	・ 工事に要した費用の範囲内において 一戸70万円以内	70月以内	・ 1戸1回 限り融資 ・ 利子全 額上下水 道局が負 担
		貸家 アパート	・ 便槽の数が1 槽の場合、70 万円以内 ・ 便槽の数が2 槽以上ある場合 1 槽につき 60 万円以内とし、300 万円を 限度とする		
	浄化槽切替	一般住宅	・ 工事に要した費用の範囲内において 一戸 30 万円以内	30 月以内	
		貸家 アパート	・ 浄化槽の数が1 槽の場合、30 万円以内 ・ 浄化槽の数が2 槽以上ある場合 1 槽につき 25 円万以内とし、125 万円を 限度とする		
	既設浄化槽 から 個別排水 処理施設	一般住宅	・ 工事に要した費用の範囲内において 一戸 50 万円以内	50 月以内	
		貸家 アパート	・ 浄化槽の数が1 槽の場合、50 万円以内 ・ 浄化槽の数が2 槽以上ある場合 1 槽につき 25 円万以内とし、125 万円を 限度とする		
	雑排水のみ	一般住宅	・ 工事に要した費用の範囲内において 一戸 30 万円以内	30 月以内	
ポンプ設備 設置	一般住宅	・ 工事に要した費用の範囲内において 40 万円以内	主たる工事 の償還期間	・ 同上 (上記事 との併用 に限る)	
	貸家 アパート				
助成金	くみ取り式 トイレ改造	一般住宅	・ 供用開始日から3 年以内 4 万円 1 戸 1 件とする ・ 供用開始日から3 年を経過 2 万円 1 戸 1 件とする		・ 自己資 金で改造 の場合
	浄化槽切替	貸家 アパート	・ 便槽又は浄化槽の数が1 の場合は 一般住宅と同じ ・ 便槽又は浄化槽の数が2 以上ある場合 供用開始日から3 年以内 4 万円(総額 20 万円以内) 供用開始日から3 年を経過 2 万円(総額 10 万円以内)		
	既設浄化槽 から 個別排水 処理施設 雑排水のみ				
補助金	くみ取り式 トイレ改造	生活扶助 世帯	・ 26 万 7 千円を限度とする		・ 福祉保 健部にも 補助制度 あり

項目 年度		融資あっせん等の状況				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
融資 あっせん	件 数	16 件	8 件	12 件	9 件	7 件
	金 額	7,350 千円	5,050 千円	7,410 千円	5,600 千円	4,040 千円
	平均融資額	460 千円	631 千円	618 千円	623 千円	578 千円
	年 利 率	1.95 %	2.00 %	2.10 %	2.50 %	2.50 %
利 子 補 給 金	延 べ 件 数	386 件	297 件	196 件	222 件	157 件
	金 額	495 千円	405 千円	350 千円	350 千円	317 千円
助 成 金	交 付 件 数	133 件	105 件	149 件	94 件	96 件
	金 額	3,680 千円	2,760 千円	4,360 千円	2,500 千円	2,380 千円
補 助 金	交 付 件 数	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
	金 額	0 千円	267 千円	0 千円	0 千円	0 千円

(ハ) 私道への公共下水道設置制度

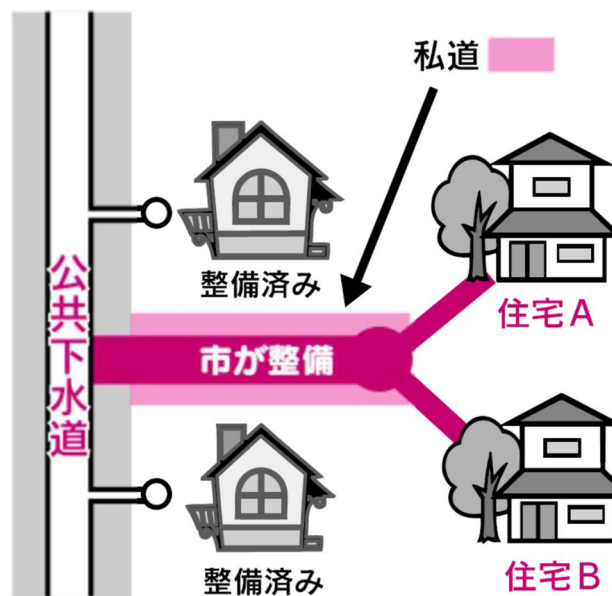
公共下水道は、公道に設置することが原則であるが、次の要件（秋田市公共下水道の私道内設置に関する要綱）を満たす場合は、私道に公共下水道を設置し、普及促進を図っている。

① 設置の要件

- ・私道は、幅員が1.8m以上で、隣接との境界が明確であり、かつ、公共下水道が設置された道路又は設置が予定されている道路に接続していること。
- ・公共下水道に下水を流すべき家屋が2棟以上存在し、かつ、当該家屋が同一人の所有に属さないこと。
- ・私道に公共下水道を設置することについて、その私道敷地の所有者その他の権利者全員が承諾していること。
- ・その私道沿線の受益者全員が、公共下水道の設置に伴う受益者負担金の納付について同意していること。

② 工事の内容及び管理等

- ・下水道工事は市が行い、費用は市が負担する。
- ・下水管の維持管理は、市が行う。
- ・公共下水道の設置後の私道路面の維持管理は、土地所有者または使用者が行う。



イメージ図

(二) 指定排水設備工事業者制度

排水設備工事は、適正な工事を行うため、管理者が指定した排水設備工事業者が行うこととしている。

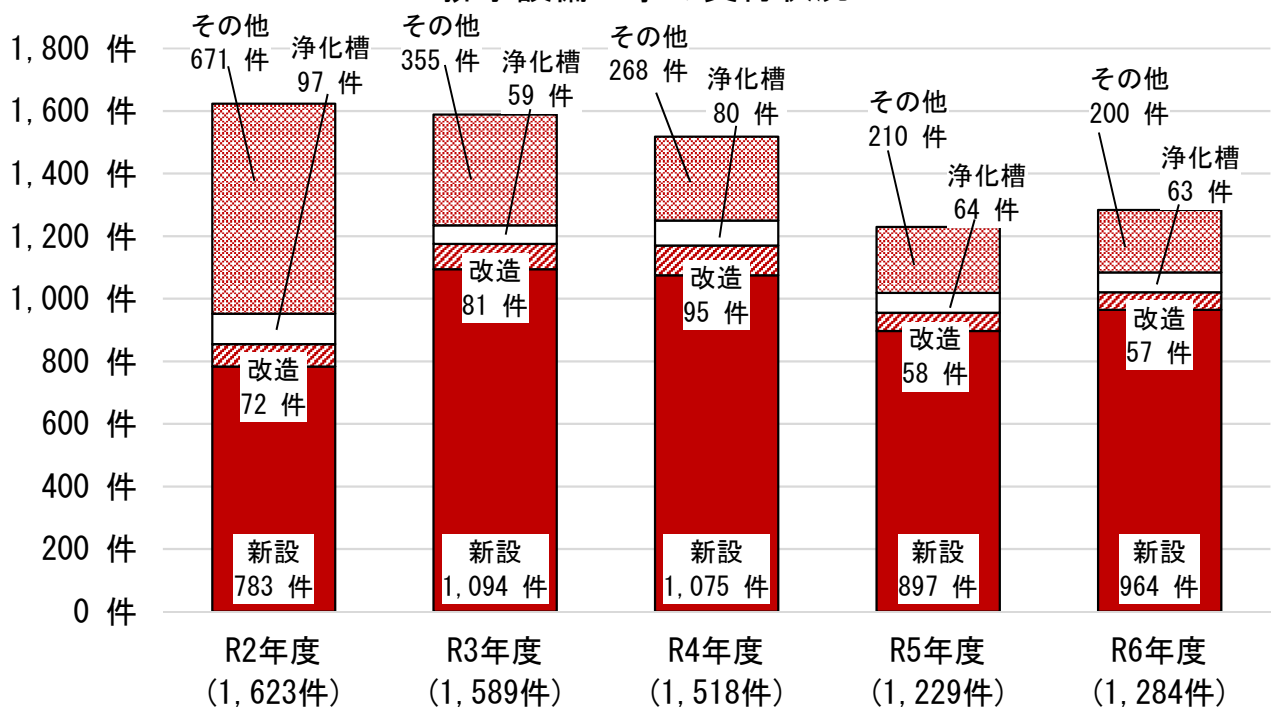
	指定排水設備工事業者 [社]	登録責任技術者 [人]
R2年度	238	973
R3年度	233	892
R4年度	221	907
R5年度	221	860
R6年度	214	832

(ホ) 排水設備工事件数

区分 月別	受付件数[件]					検査件数[件]				
	新設	改造	浄化槽	その他	計	新設	改造	浄化槽	その他	計
4月	76	5	5	17	103	69	4	6	18	97
5月	102	8	6	27	143	66	6	4	16	92
6月	107	8	11	21	147	60	3	8	17	88
7月	98	8	8	25	139	82	10	8	16	116
8月	86	5	4	13	108	87	3	5	14	109
9月	59	7	4	16	86	75	10	6	22	113
10月	87	5	5	17	114	94	9	4	23	130
11月	97	6	8	21	132	91	8	6	10	115
12月	54	1	4	12	71	103	4	8	25	140
1月	68	3	3	9	83	66	1	2	9	78
2月	55	0	2	13	70	60	2	5	15	82
3月	75	1	3	9	88	106	0	3	22	131
合計 (前年度)	964 (897)	57 (58)	63 (64)	200 (210)	1,284 (1,229)	959 (949)	60 (60)	65 (62)	207 (219)	1,291 (1,290)
月平均	80.3	4.8	5.3	16.7	107.0	79.9	5.0	5.4	17.3	107.6

注) その他…改築、増設等

排水設備工事の受付状況



(9) 下水道使用料等収入状況

(イ) 下水道使用料

年度 \ 区分		調定件数 [件]	調定額 [千円]	収入済額 [千円]	収入未済額 [千円]	収入率 [%]
R4	現 年 度	806,958	5,266,437	4,743,880	522,557	90.08
	過 年 度	95,676	570,679	515,926	54,753	90.41
	計	902,634	5,837,116	5,259,806	577,310	90.11
R5	現 年 度	809,393	5,232,843	4,699,857	532,986	89.81
	過 年 度	95,630	569,398	520,007	49,391	91.33
	計	905,023	5,802,241	5,219,864	582,377	89.96
R6	現 年 度	814,394	5,271,128	4,758,373	512,755	90.27
	過 年 度	99,169	575,474	533,467	42,007	92.70
	計	913,563	5,846,602	5,291,840	554,762	90.51

※過年度の調定額は前年度未収入未決済額より不納欠損額を除いたもの。

※消費税を含む。

(ロ) 下水道事業受益者負担金

年度 \ 区分		調定額 [千円]	収入済額 [千円]	収入未済額 [千円]	収入率 [%]
R4	現 年 度	12,728	12,501	227	98.22
	過 年 度	1,214	140	1,074	11.53
	計	13,942	12,641	1,301	90.67
R5	現 年 度	9,108	8,960	148	98.38
	過 年 度	701	197	504	28.10
	計	9,809	9,157	652	93.35
R6	現 年 度	15,826	15,692	134	99.15
	過 年 度	652	541	111	82.98
	計	16,478	16,233	245	98.51

(ハ) 下水道事業分担金

年度 \ 区分		調定額 [千円]	収入済額 [千円]	収入未済額 [千円]	収入率 [%]
R4	現 年 度	496	438	58	88.31
	過 年 度	223	8	215	3.59
	計	719	446	273	62.03
R5	現 年 度	550	516	34	93.82
	過 年 度	195	117	78	60.00
	計	745	633	112	84.97
R6	現 年 度	202	202	0	100.00
	過 年 度	112	102	10	91.07
	計	314	304	10	96.82

(1 0) 下水道使用状況

(イ) 用途、使用水、段階別使用状況

区 分 用途、使用水別			使 用 水 量			
			～10m ³	11～30m ³	31～50m ³	51～100m ³
水道水	一般汚水	件 数(件)	341, 014	414, 956	42, 993	6, 188
		水 量(m ³)	3, 424, 037	14, 881, 595	3, 085, 081	796, 810
		調定金額(円)	728, 594, 929	2, 242, 083, 820	565, 014, 874	172, 650, 125
		(うち基本料金 (円))	(728, 594, 929)	(928, 484, 491)	(97, 319, 237)	(18, 847, 439)
	浴場用	件 数(件)	－	－	－	－
		水 量(m ³)	－	－	－	－
		調定金額(円)	－	－	－	－
		(うち基本料金 (円))	－	－	－	－
水道水以外	一般汚水	件 数(件)	343	4, 949	43	84
		水 量(m ³)	1, 755	102, 594	1, 611	5, 999
		調定金額(円)	536, 468	13, 394, 347	216, 853	869, 086
		(うち基本料金 (円))	(536, 468)	(10, 879, 217)	(48, 246)	(94, 248)
	浴場用	件 数(件)	－	－	－	－
		水 量(m ³)	－	－	－	－
		調定金額(円)	－	－	－	－
		(うち基本料金 (円))	－	－	－	－
計		件 数(件)	341, 357	419, 905	43, 036	6, 272
		水 量(m ³)	3, 425, 792	14, 984, 189	3, 086, 692	802, 809
		調定金額(円)	729, 131, 397	2, 255, 478, 167	565, 231, 727	173, 519, 211
		(うち基本料金 (円))	(729, 131, 397)	(939, 363, 708)	(97, 367, 483)	(18, 941, 687)

※ () 内の数値は各区分の調定金額のうち、基本料金に係るものを示している。

※件数について、使用水を併用している場合は件数を再計上している。

(調定金額は消費税相当額を含む)

使 用 水 量			計	構成比 (%)	一件当り	単 価 (円／m ³)
101～500m ³	501～1000m ³	1,001m ³ 以上				
5,067	887	590	811,695	99.28	－	－
1,905,115	923,487	1,636,725	26,652,850	97.44	32.84	－
517,464,489	265,595,039	664,052,896	5,155,456,172	97.81	6,351.47	193.43
(34,566,835)	(21,411,834)	(9,809,683)	(1,839,034,448)	(35.67)	－	－
－	－	－	－	0.00	－	－
－	－	－	－	0.00	－	－
－	－	－	－	0.00	－	－
－	－	－	－	0.00	－	－
228	54	153	5,854	0.72	－	－
60,715	35,342	491,041	699,057	2.56	119.42	－
9,591,185	5,808,226	85,255,979	115,672,144	2.19	19,759.51	165.47
(255,816)	(60,588)	(171,666)	(12,046,249)	(10.41)	－	－
－	－	－	－	0.00	－	－
－	－	－	－	0.00	－	－
－	－	－	－	0.00	－	－
－	－	－	－	0.00	－	－
5,295	941	743	817,549	100.00	－	－
1,965,830	958,829	2,127,766	27,351,907	100.00	33.46	－
527,055,674	271,403,265	749,308,875	5,271,128,316	100.00	6,447.48	192.72
(34,822,651)	(21,472,422)	(9,981,349)	(1,851,080,697)	(35.12)	－	－

(ロ) 業種別使用状況 (水道水使用)

業 種 別 区 分			年間延件数(件)		年間延処理水量(m³)		1 件 当 り 平 均 処 理 量 (m³)
大分類	中 分 類	小 分 類	(A)	構成比 (%)	(B)	構成比 (%)	(B)/(A)
生活用水	一般家庭用	一般家庭 (一戸建て住宅)	933,588	62.27	16,418,448	61.60	17.59
		各 戸 検 針 住 宅	74,542	4.97	846,642	3.18	11.36
		一 般 共 同 住 宅	29,806	1.99	433,658	1.63	14.55
		併用共同住宅 (住居部)	717	0.05	128,907	0.48	179.79
		アパート・マンション等	371,102	24.75	3,538,442	13.27	9.53
	浴場営業用	公 衆 浴 場 用	-	0.00	-	0.00	-
	小 計		1,409,755	94.03	21,366,097	80.16	15.16
業務・営業用水	官公署用	官 公 署	3,978	0.27	335,401	1.26	84.31
		公 園	690	0.05	19,382	0.07	28.09
	学校用	保 育 園 ・ 幼 稚 園	858	0.06	116,371	0.44	135.63
		小 ・ 中 学 校	758	0.05	198,583	0.74	261.98
		高 等 学 校	256	0.02	35,612	0.13	139.11
		大 学 ・ そ の 他 学 校	428	0.03	99,856	0.37	233.31
	病院用	総 合 病 院	201	0.01	393,493	1.48	1,957.68
		上 記 以 外 の 病 院	3,922	0.26	156,004	0.59	39.78
	福祉施設用	福 祉 施 設	2,851	0.19	630,526	2.37	221.16
	事務所用	3 階 以 上 の ビ ル	4,071	0.27	382,315	1.43	93.91
		各 戸 検 針 の 事 務 所 等	926	0.06	5,688	0.02	6.14
		併用共同住宅 (非住居部)	197	0.01	38,201	0.14	193.91
		そ の 他 の 事 務 所 用	37,376	2.49	705,368	2.65	18.87
	営業用	デ バ ー ト	90	0.01	185,064	0.69	2,056.27
		ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト	1,464	0.10	209,675	0.79	143.22
		ホ テ ル ・ 旅 館	749	0.05	546,657	2.05	729.85
		ガ ソ リ ン ス タ ン ド	517	0.03	60,516	0.23	117.05
		ハ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー	206	0.01	5,931	0.02	28.79
		自 動 車 整 備 販 売 等	2,050	0.14	64,874	0.24	31.65
		飲 食 業	11,907	0.79	388,641	1.46	32.64
		清 涼 飲 料 ・ 酒 ・ 乳 業	976	0.07	138,785	0.52	142.20
		理 容 ・ 美 容 業	8,258	0.55	127,135	0.48	15.40
		ク リ ー ニ ン グ ・ 染 物 業	1,101	0.07	65,324	0.25	59.33
		写 真 業	180	0.01	1,904	0.01	10.58
		プ ー ル (学 校 ・ 県 ・ 市)	178	0.01	71,050	0.27	399.16
		臨 時 用	169	0.01	21,441	0.08	126.87
		そ の 他 の 業 務 用	4,157	0.28	211,993	0.79	51.00
	小 計		88,514	5.90	5,215,790	19.57	58.93
工場用水		工 場 用	1,043	0.07	70,963	0.27	68.04
合 計			1,499,312	100.00	26,652,850	100.00	17.78

※年間延件数は使用期間1ヶ月を1件として算定

(ハ) 業種別使用状況（水道水以外使用）

業 種 別 区 分			年間延件数(件)		年間延処理水量(m³)		1 件 当 り 平 均 処 理 量 (m³)
大分類	中 分 類	小 分 類	(A)	構成比 (%)	(B)	構成比 (%)	(B) / (A)
生活用水	一般家庭用	一般家庭（一戸建て住宅）	7,756	86.38	281,703	40.30	36.32
		各 戸 検 針 住 宅	-	0.00	-	0.00	-
		一 般 共 同 住 宅	-	0.00	-	0.00	-
		併用共同住宅（住居部）	-	0.00	-	0.00	-
		アパート・マンション等	67	0.75	2,741	0.39	40.91
	浴場営業用	公 衆 浴 場 用	-	0.00	-	0.00	-
	小 計		7,823	87.13	284,444	40.69	36.36
業務・営業用水	官公署用	官 公 署	96	1.07	58,918	8.43	613.73
		公 園	25	0.28	1,733	0.25	69.32
	学校用	保 育 園 ・ 幼 稚 園	-	0.00	-	0.00	-
		小 ・ 中 学 校	18	0.20	1,008	0.14	56.00
		高 等 学 校	60	0.67	8,102	1.16	135.03
		大 学 ・ そ の 他 学 校	36	0.40	5,625	0.80	156.25
	病院用	総 合 病 院	72	0.80	27,669	3.96	384.29
		上 記 以 外 の 病 院	12	0.13	371	0.05	30.92
	福祉施設用	福 祉 施 設	101	1.12	2,514	0.36	24.89
	事務所用	3 階 以 上 の ビ ル	37	0.41	892	0.13	24.11
		各 戸 検 針 の 事 務 所 等	-	0.00	-	0.00	-
		併用共同住宅（非住居部）	-	0.00	-	0.00	-
		そ の 他 の 事 務 所 用	141	1.57	1,148	0.16	8.14
	営業用	デ パ ー ト	12	0.13	4,302	0.62	358.50
		ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト	8	0.09	4,648	0.66	581.00
		ホ テ ル ・ 旅 館	84	0.94	120,550	17.24	1,435.12
		ガ ソ リ ン ス タ ン ド	12	0.13	1,780	0.25	148.33
		ハ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー	-	0.00	-	0.00	-
		自 動 車 整 備 販 売 等	-	0.00	-	0.00	-
		飲 食 業	96	1.07	1,271	0.18	13.24
		清 涼 飲 料 ・ 酒 ・ 乳 業	84	0.94	2,097	0.30	24.96
		理 容 ・ 美 容 業	48	0.53	576	0.08	12.00
		ク リ ー ニ ン グ ・ 染 物 業	49	0.55	33,435	4.79	682.35
		写 真 業	12	0.13	144	0.02	12.00
		プ ー ル （ 学 校 ・ 県 ・ 市 ）	24	0.27	48,325	6.92	2,013.54
		臨 時 用	12	0.13	443	0.06	36.92
		そ の 他 の 業 務 用	81	0.91	67,192	9.62	829.53
	小 計		1,120	12.47	392,743	56.18	350.66
工場用水		工 場 用	36	0.40	21,870	3.13	607.50
合 計			8,979	100.00	699,057	100.00	77.85

※年間延件数は使用期間1ヶ月を1件として算定



4 経 理



「守ろう みんなのきれいな水」

水に関するポスター展
令和6年度 優秀賞

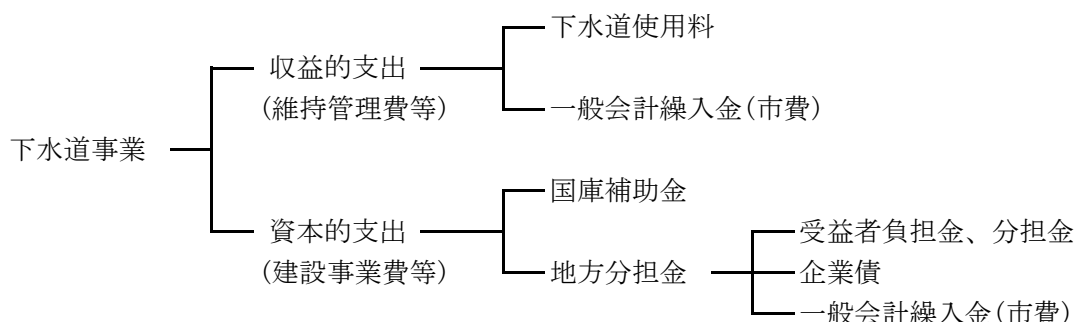


4 経理

下水道事業は、平成14年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用し、財務処理を行っている。

下水道事業に要する経費は、収益的支出（維持管理費、減価償却費および企業債利息）と資本的支出（施設の建設費、企業債の元金償還金）に大別される。

財源となる収益的収入は、下水道使用料、一般会計繰入金（市費）などであり、また資本的収入は、国庫補助金、企業債、受益者負担金、一般会計繰入金（市費）などとなっている。



（１）維持管理費および資本費（減価償却費および企業債利息）の財源

下水道施設の維持管理費および資本費のうち、汚水処理にかかる経費については、使用料によりまかなっている。ただし、割高となる分流式下水道に要する資本費については、適正な使用料を徴収しても回収が困難な経費を一般会計から繰入している。

一方、雨水処理にかかる経費については、一般会計繰入金でまかなっている。

（２）建設事業の財源

下水道建設事業には、国の基準に基づき国庫補助金を充当する事業（国庫補助事業）とそれ以外の事業（単独事業）があり、いずれも多額の費用を要する。

国庫補助事業の財源は、事業費のおよそ半分を国で負担し、残りの半分を市で負担しているが、おもに企業債を充当している。

単独事業は、企業債および受益者負担金、分担金などでまかなっている。

○企業債の年度末現在高の状況

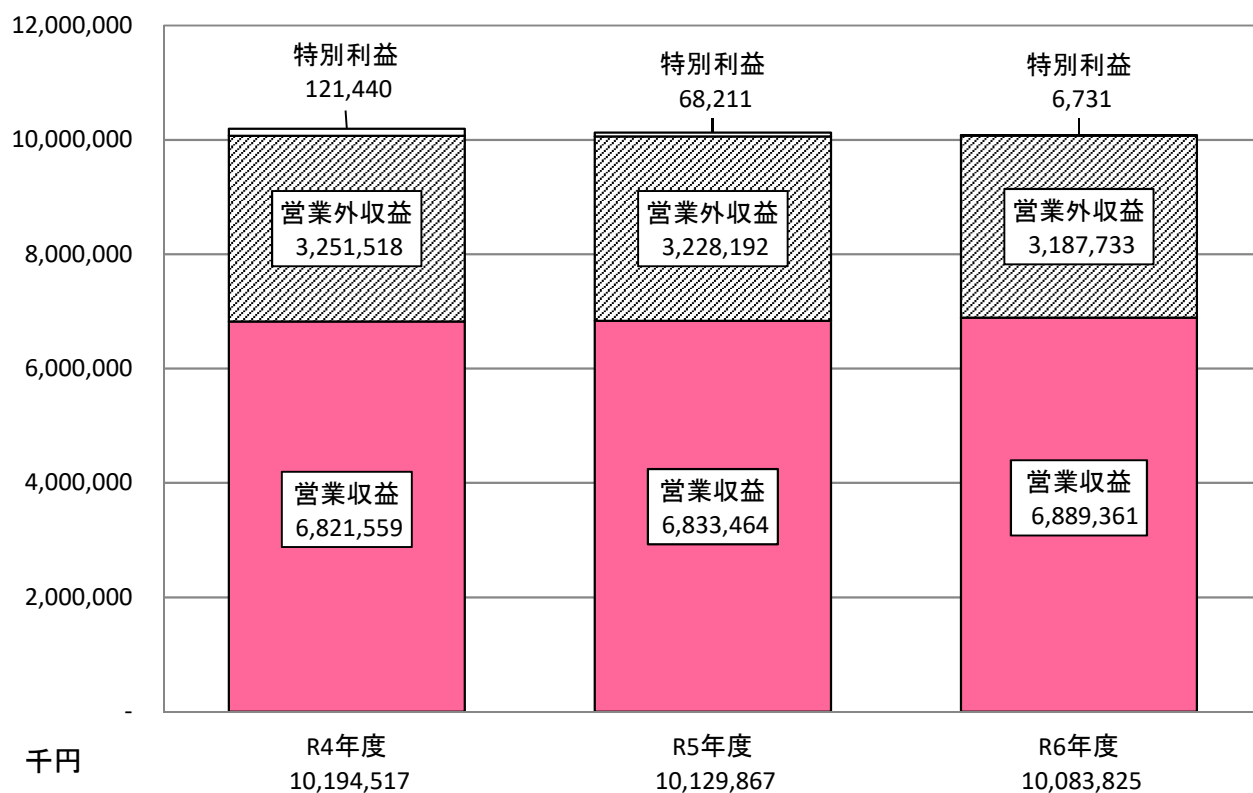
（単位：千円）

年度 \ 区分	下水道債	資本費平準化債	過疎対策事業債	合 計
H24	80,718,142	3,041,437	249,243	84,008,822
H25	76,593,543	4,051,107	221,144	80,865,794
H26	73,748,071	4,964,558	187,716	78,900,345
H27	69,896,001	5,825,786	159,848	75,881,635
H28	66,189,547	6,634,058	158,459	72,982,064
H29	62,909,495	7,433,942	183,421	70,526,858
H30	60,460,442	7,872,929	163,959	68,497,330
R元	58,356,006	8,066,005	155,821	66,577,832
R 2	55,764,826	8,223,159	141,066	64,129,051
R 3	53,133,053	8,845,166	136,748	62,114,967
R 4	50,526,957	9,207,557	119,414	59,853,928
R 5	48,868,724	9,320,595	99,834	58,289,153
R 6	47,373,764	9,152,322	83,479	56,609,565

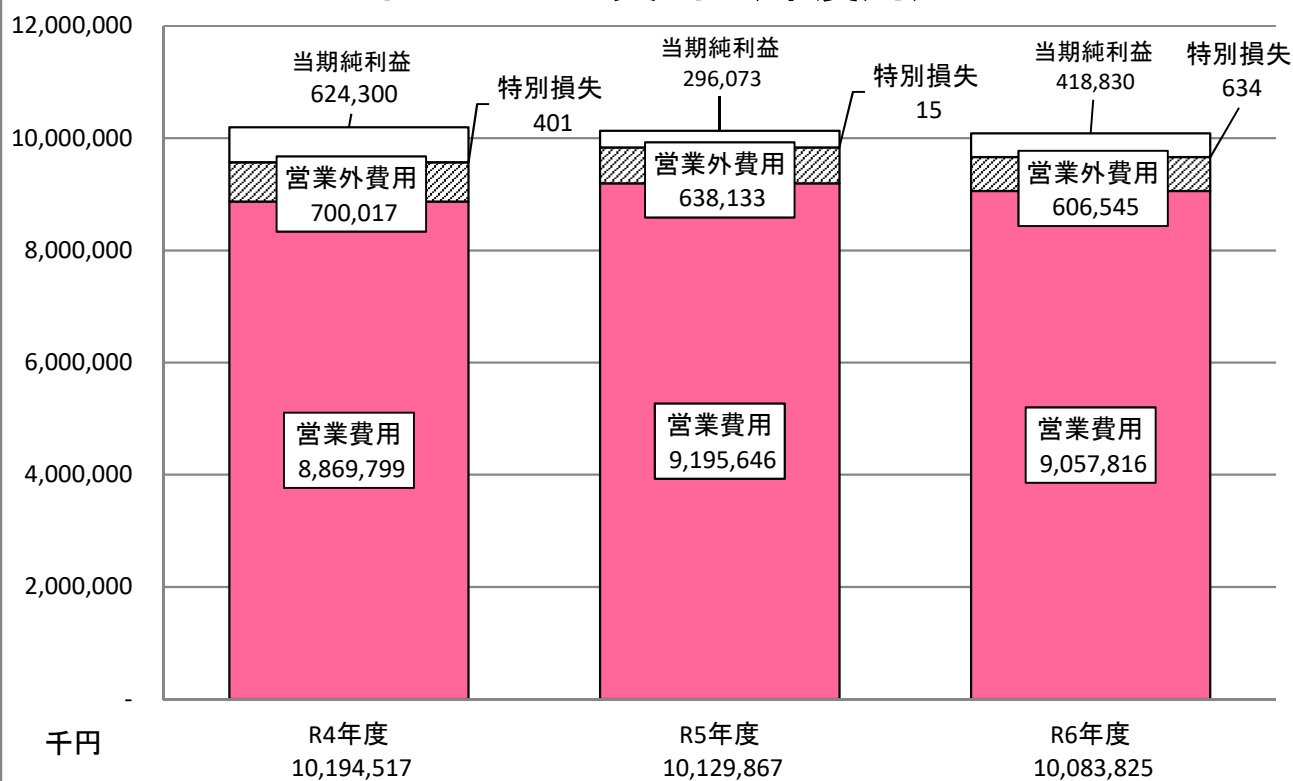
(3) 収 益 的 収 支 (損益計算書)

年 度 項 目	R4		R5		R6	
	金 額 (千 円)	構成比 (%)	金 額 (千 円)	構成比 (%)	金 額 (千 円)	構成比 (%)
1 営 業 収 益	6,821,559	66.9	6,833,464	67.4	6,889,361	68.3
ア 下 水 道 使 用 料	4,788,052	47.0	4,757,505	46.9	4,792,310	47.5
イ 他 会 計 負 担 金	2,032,725	19.9	2,075,767	20.5	2,096,787	20.8
ウ その他営業収益	782	0.0	192	0.0	264	0.0
2 営 業 外 収 益	3,251,518	31.9	3,228,192	31.9	3,187,733	31.6
ア 受取利息及び配当金	20	0.0	19	0.0	855	0.0
イ 他 会 計 補 助 金	1,194,307	11.7	1,229,091	12.1	1,213,832	12.0
ウ 補 助 金	21,758	0.2	37,816	0.4	45,416	0.5
エ 長期前受金戻入	2,029,403	19.9	1,955,194	19.3	1,919,873	19.0
オ 雑 収 益	6,030	0.1	6,072	0.1	7,757	0.1
3 特 別 利 益	121,440	1.2	68,211	0.7	6,731	0.1
総 収 益	10,194,517	100.0	10,129,867	100.0	10,083,825	100.0
4 営 業 費 用	8,869,799	92.7	9,195,646	93.5	9,057,816	93.7
ア 管 渠 費	388,192	4.1	483,679	4.9	511,413	5.3
イ ポ ン プ 場 費	663,223	6.9	826,776	8.4	734,280	7.6
ウ 処 理 場 費	35,578	0.4	52,469	0.5	24,774	0.2
エ 流 域 下 水 道 費	1,707,099	17.8	1,826,280	18.6	1,700,538	17.6
オ 業 務 費	346,228	3.6	348,045	3.5	357,781	3.7
カ 総 係 費	223,173	2.3	214,032	2.2	219,551	2.3
キ 減 価 償 却 費	5,423,375	56.7	5,405,543	55.0	5,422,954	56.1
ク 資 産 減 耗 費	82,931	0.9	38,822	0.4	86,525	0.9
5 営 業 外 費 用	700,017	7.3	638,133	6.5	606,545	6.3
ア 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	633,911	6.6	570,539	5.8	539,518	5.6
イ 雑 支 出	66,106	0.7	67,594	0.7	67,027	0.7
6 特 別 損 失	401	0.0	15	0.0	634	0.0
総 費 用	9,570,217	100.0	9,833,794	100.0	9,664,995	100.0
経 常 損 益	503,261	-	227,877	-	412,733	-
収 支 差 引 (純 損 益)	624,300	-	296,073	-	418,830	-

收益的收入(年度別)



收益の支出(年度別)



(4) 貸 借 対 照 表

年 度 項 目	R4		R5		R6	
	金 額 (千 円)	構成比 (%)	金 額 (千 円)	構成比 (%)	金 額 (千 円)	構成比 (%)
1 固 定 資 産	161,283,517	96.6	161,704,640	96.6	161,205,610	96.5
(1) 有 形 固 定 資 産	152,058,384	91.1	152,672,172	91.2	152,333,412	91.2
ア 土 地	2,875,495	1.7	3,044,958	1.8	3,075,178	1.9
イ 建 物	2,497,199	1.5	2,606,764	1.6	2,651,832	1.6
ウ 構 築 物	139,059,488	83.3	139,358,180	83.2	138,568,375	82.9
エ 機 械 及 び 装 置	6,804,451	4.1	6,557,785	3.9	6,686,467	4.0
オ 車 両 運 搬 具	5,473	0.0	4,755	0.0	7,061	0.0
カ 工 具、器 具 及 び 備 品	11,195	0.0	12,556	0.0	13,510	0.0
キ 建 設 仮 勘 定	805,083	0.5	1,087,174	0.7	1,330,989	0.8
(2) 無 形 固 定 資 産	9,225,133	5.5	9,022,058	5.4	8,861,788	5.3
ア 施 設 利 用 権	9,212,194	5.5	9,008,975	5.4	8,848,633	5.3
イ 電 話 加 入 権	12,939	0.0	13,083	0.0	13,155	0.0
ウ 地 上 権	-	-	-	-	-	-
(3) 投 資	-	-	10,410	0.0	10,410	0.0
2 流 動 資 産	5,749,109	3.4	5,695,675	3.4	5,914,522	3.5
(1) 現 金 ・ 預 金	4,600,264	2.7	4,718,058	2.8	4,225,200	2.5
(2) 未 収 金	646,891	0.4	714,845	0.4	586,828	0.3
貸 倒 引 当 金	△ 53,226		△ 51,308		△ 37,036	
(3) 前 払 金	555,080	0.3	313,980	0.2	1,139,430	0.7
(4) そ の 他 流 動 資 産	100	0.0	100	0.0	100	0.0
資 産 合 計	167,032,626	100.0	167,400,315	100.0	167,120,132	100.0

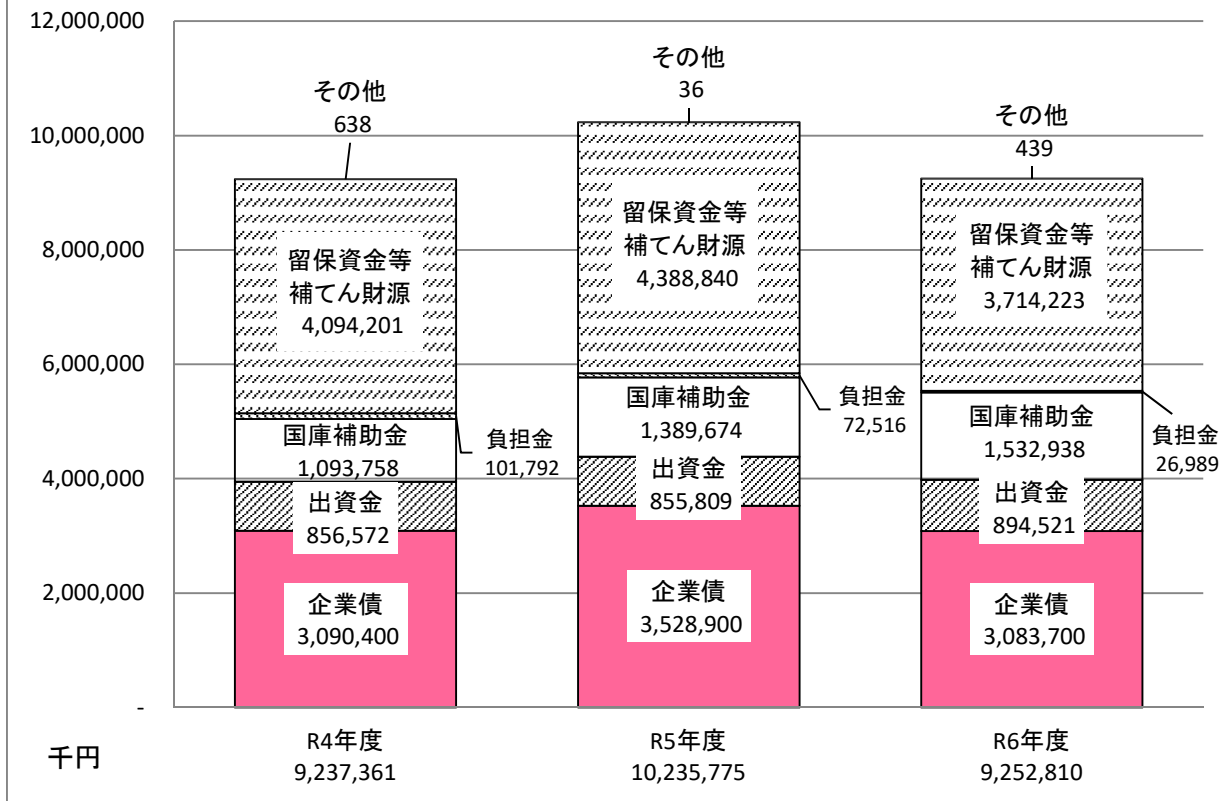
年 度 項 目	R4		R5		R6	
	金 額 (千 円)	構成比 (%)	金 額 (千 円)	構成比 (%)	金 額 (千 円)	構成比 (%)
3 固 定 負 債	56,217,525	33.7	54,730,999	32.7	53,036,520	31.7
(1) 企 業 債	54,621,872	32.7	53,202,054	31.8	51,621,061	30.9
(2) 引 当 金	1,595,653	1.0	1,528,945	0.9	1,415,459	0.8
4 流 動 負 債	6,528,212	3.9	6,710,627	4.0	6,450,403	3.9
(1) 企 業 債	5,232,056	3.1	5,087,099	3.0	4,988,504	3.0
(2) 未 払 金	1,252,957	0.8	1,576,905	1.0	1,416,657	0.9
(3) 引 当 金	41,091	0.0	42,276	0.0	43,774	0.0
(4) そ の 他 流 動 負 債	2,108	0.0	4,347	0.0	1,468	0.0
5 繰 延 収 益	54,540,780	32.6	54,611,233	32.6	54,498,316	32.6
長 期 前 受 金	72,244,749	32.6	74,545,994	32.6	76,378,480	32.6
収 益 化 累 計 額	△ 17,703,969		△ 19,934,761		△ 21,880,164	
負 債 合 計	117,286,517	70.2	116,052,859	69.3	113,985,239	68.2
6 資 本 金	43,946,551	26.3	45,549,515	27.2	47,516,294	28.4
7 剰 余 金	5,799,558	3.5	5,797,941	3.5	5,618,599	3.4
(1) 資 本 剰 余 金	4,796,385	2.9	4,877,568	2.9	4,903,696	3.0
ア 受 贈 財 産 評 価 額	2,274,859	1.4	2,327,536	1.4	2,351,276	1.4
イ 負 担 金	1,290,053	0.8	1,290,592	0.8	1,290,932	0.8
ウ 寄 附 金	21	0.0	21	0.0	21	0.0
エ 補 助 金	1,231,452	0.7	1,259,419	0.7	1,261,467	0.8
(2) 利 益 剰 余 金	1,003,173	0.6	920,373	0.6	714,903	0.4
ア 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	1,003,173	0.6	920,373	0.6	714,903	0.4
資 本 合 計	49,746,109	29.8	51,347,456	30.7	53,134,893	31.8
負 債 資 本 合 計	167,032,626	100.0	167,400,315	100.0	167,120,132	100.0

(5) 資本的収支

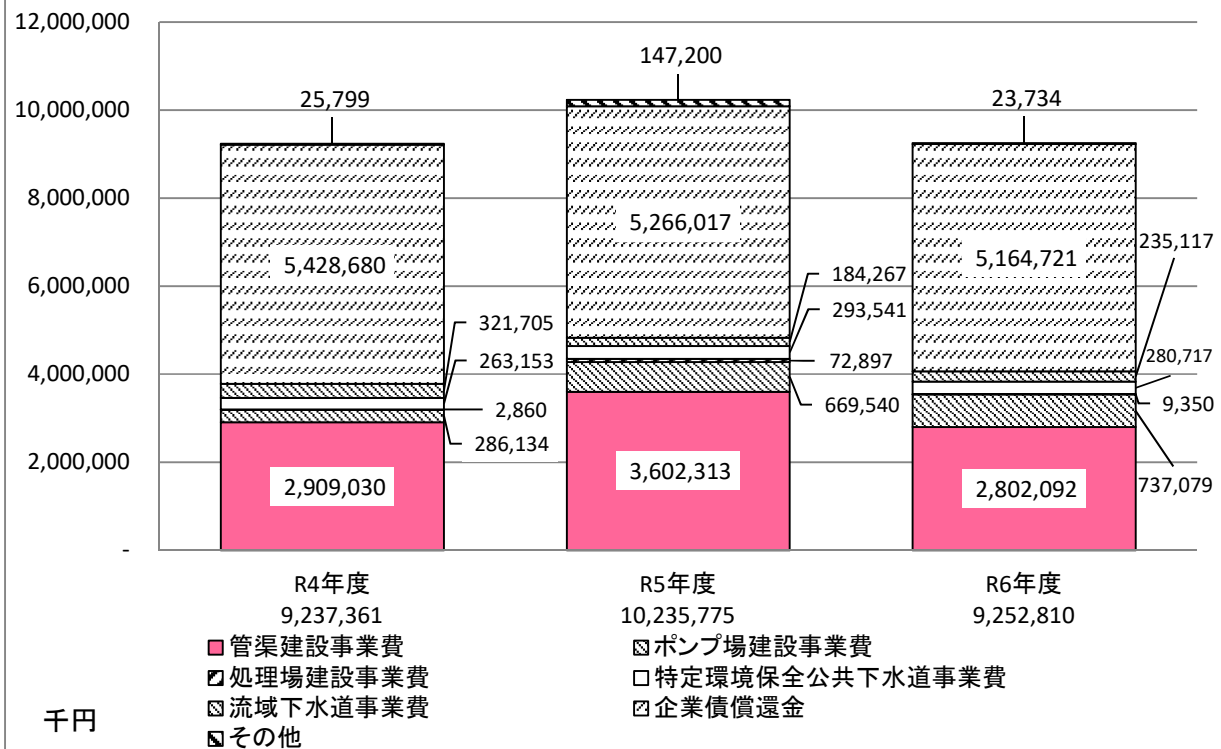
(単位：千円)

年 度		R4	R5	R6
項 目				
収 入	(1) 企 業 債	3,090,400	3,528,900	3,083,700
	(2) 出 資 金	856,572	855,809	894,521
	(3) 補 助 金	1,093,758	1,389,674	1,532,938
	(4) 負 担 金	101,792	72,516	26,989
	ア 受 益 者 負 担 金	12,728	9,108	15,827
	イ 分 担 金	497	550	203
	ウ 工 事 負 担 金	88,567	62,858	10,959
	(5) 固 定 資 産 売 却 代 金	638	36	439
	計	5,143,160	5,846,935	5,538,587
支 出	(1) 建 設 改 良 費	3,808,681	4,959,348	4,088,089
	ア 管 渠 建 設 事 業 費	2,909,030	3,602,313	2,802,092
	イ ポンプ場建設事業費	286,134	669,540	737,079
	ウ 処理場建設事業費	2,860	72,897	9,350
	エ 特定環境保全公共 下 水 道 事 業 費	263,153	293,541	280,717
	オ 流域下水道事業費	321,705	184,267	235,117
	カ 固 定 資 産 取 得 費	9,023	124,418	10,947
	キ 建 設 総 務 費	16,776	12,372	12,787
	(2) 企 業 債 償 還 金	5,428,680	5,266,017	5,164,721
	(3) 国 庫 補 助 金 返 還 金	-	-	-
	(4) 投 資	-	10,410	-
	計	9,237,361	10,235,775	9,252,810
	収 支 不 足 額	4,094,201	4,388,840	3,714,223
補 て ん 財 源	(1) 内 部 留 保 資 金	3,496,954	3,475,324	3,207,501
	(2) 減 債 積 立 金	378,873	624,301	296,073
	(3) 利 益 剰 余 金	-	-	-
	(4) そ の 他	218,374	289,215	210,649
	計	4,094,201	4,388,840	3,714,223
補 て ん 財 源 不 足 額		0	0	0

資 本 的 収 入(年度別)



資 本 的 支 出(年度別)



(6) 財務分析

年 度		R4年度	R5年度	R6年度
項 目				
資 産・資本構成比率	固定資産構成比率	96.56 %	96.60 %	96.46 %
	自己資本構成比率	62.44 %	63.30 %	64.40 %
	固定資産対長期資本比率	100.49 %	100.63 %	100.33 %
	固定比率	154.65 %	152.61 %	149.77 %
	流動比率	88.07 %	84.88 %	91.69 %
	現金比率	70.47 %	70.31 %	65.50 %
	当座比率(酸性試験比率)	79.56 %	80.20 %	74.03 %
回 転 比 率	固定資産回転率	0.04 回	0.04 回	0.04 回
	自己資本回転率	0.07 回	0.07 回	0.06 回
	流動資産回転率	1.22 回	1.19 回	1.19 回
	現金預金回転率	3.07 回	3.56 回	3.33 回
	未収金回転率	9.71 回	10.04 回	10.59 回
損 益 比 率	総資本利益率	0.37 %	0.18 %	0.25 %
	総収支比率	106.52 %	103.01 %	104.33 %
	経常収支比率	105.26 %	102.32 %	104.27 %
	営業収支比率	76.91 %	74.31 %	76.06 %
	利子負担率	1.06 %	0.98 %	0.95 %
	減価償却率	3.33 %	3.32 %	3.34 %
	企業債元金償還金対減価償却額比率	100.10 %	97.42 %	95.24 %
	職員一人当たり営業収益	139,215 千円	136,669 千円	140,599 千円
	職員一人当たり有形固定資産	2,054,843 千円	2,035,629 千円	2,086,759 千円

算 定 方 法 / 説 明
$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$ (説明) 資産に対する固定資産の占める割合
$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$ (説明) 総資本に対する自己資本の占める割合
$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$ (説明) 固定資産が自己資本と長期借入金により調達しているかを示す割合
$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}} \times 100$ (説明) 固定資産がどの程度自己資本により調達しているかを示す割合
$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$ (説明) 短期債務に対して流動資産支払能力が十分であることを示す割合
$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$ (説明) 流動負債に対する現金預金の割合 (即座の支払い能力の指標)
$\frac{\text{現金預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$ (説明) 流動負債に対する現金預金・未収金の割合 (支払い能力の指標)
$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}) \times 1/2}$ (説明) 営業収益と投下された固定資産の利用状況を示すもの
$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \times 1/2}$ (説明) 自己資本に対する営業収益の割合で、活動能率を示すもの
$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}) \times 1/2}$ (説明) 流動資産がどの程度経営活動に利用されているかを示すもの
$\frac{\text{当年度支出額}}{(\text{期首現金預金} + \text{期末現金預金}) \times 1/2}$ (説明) 現金預金がどの程度経営活動に利用されているかを示すもの
$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金}) \times 1/2}$ (説明) 未収金の回収の程度を示すもの
$\frac{\text{当年度純利益 (当年度純損失)}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \times 1/2} \times 100$ (説明) 総資本がどれだけの利益をあげたかを示す割合
$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$ (説明) 総収益と総費用を比較したもの
$\frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$ (説明) 経常利益と経常費用を比較したもの
$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$ (説明) 営業収益と営業費用を比較したもの (営業のみの収支比較)
$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{建設改良の財源に充てるための企業債} \cdot \text{長期借入金} + \text{その他の企業債} \cdot \text{長期借入金} + \text{一時借入金} + \text{リース債務}} \times 100$ (説明) 支払利息と企業債等の借入金の割合 (利率の高低を示す)
$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$ (説明) 資産に対する減価償却費の割合 (資産の老朽化の度合いを示す)
$\frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$ (説明) 企債償還元金と償還財源である減価償却費を比較したもの
$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$ (説明) 職員一人当たりがどの程度の営業収益をあげているかを示すもの
$\frac{\text{期末有形固定資産}}{\text{損益} \cdot \text{資本勘定所属職員数}}$ (説明) 職員一人当たりがどの程度の固定資産を保有しているかを示すもの

(7) 企業債内訳

年 度 項 目		R4		R5		R6	
		金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
借入先別	財 務 省	16,575,172	27.7	14,570,795	25.0	13,395,937	23.7
	郵便貯金簡易生命 保険管理・郵便局 ネットワーク支援機構	4,831,641	8.1	4,106,833	7.0	3,472,527	6.1
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	29,466,425	49.2	30,446,947	52.2	31,273,907	55.2
	地 方 公 務 員 共 済 会 組 合 連 合 会	36,480	0.1	20,544	0.0	9,152	0.0
	秋 田 銀 行	7,785,165	13.0	7,966,104	13.7	7,267,043	12.8
	北 都 銀 行	1,063,445	1.8	1,087,110	1.9	1,104,959	2.0
	秋 田 な ま は げ 農 業 協 同 組 合	-	-	-	-	-	-
	秋 田 信 用 金 庫	95,600	0.1	90,820	0.2	86,040	0.2
	計	59,853,928	100.0	58,289,153	100.0	56,609,565	100.0
借入利率別	1.0%未満	36,805,078	61.5	34,677,794	59.5	31,874,155	56.3
	1.0%以上2.0%未満	12,870,146	21.5	15,646,572	26.9	16,334,863	28.8
	2.0%以上3.0%未満	9,210,451	15.4	7,650,255	13.1	8,364,485	14.8
	3.0%以上4.0%未満	694,304	1.2	309,359	0.5	36,062	0.1
	4.0%以上5.0%未満	273,949	0.4	5,173	0.0	-	-
	計	59,853,928	100.0	58,289,153	100.0	56,609,565	100.0

5 使用料等



「秋田の水は、安全安心でおいしい！」

水に関するポスター展
令和6年度 優秀賞



5 使用料等

(1) 現行使用料等

(イ) 下水道使用料

下水道使用料は、水道水等の使用水量に応じて算定し、水道料金とともに徴収している。

なお、水道水以外の水を使用している場合の排除汚水量は、使用者の使用の態様を勘案して次のとおり認定している。

- ①家事用に使用する場合、1世帯1か月につき15 m³として認定する。ただし、使用水を水道水と併用する場合は、1世帯1か月につき12 m³として認定する。
- ②家事用以外に使用する場合については、排除汚水量申告書により排除汚水量を認定する。
- ③動力式揚水設備で計量のための装置が設置されている場合は、その使用水量とする。

○水道水を使用した場合（1か月）

(H15. 4. 1 改定)

種別	水量段階 区域	基本 使用料 10 m ³ まで	従量使用料（1 m ³ につき）					
			11～ 30 m ³	31～ 50 m ³	51～ 100 m ³	101～ 500 m ³	501～ 1,000 m ³	1,000 m ³ 以上
一般 汚水	処理区域	1,020 円	181 円	226 円	249 円	305 円	352 円	427 円
	処理区域外	577 円	107 円	123 円	138 円	169 円	195 円	235 円
公衆 浴場 汚水	処理区域	1,020 円	48 円					
	処理区域外	577 円	27 円					

※上記により計算した額に消費税等相当額を加えた額が使用料。

○水道水以外の水（地下水等）を使用した場合（1か月）

(H15. 4. 1 改定)

種別	水量段階 区域	基本 使用料 10 m ³ まで	従量使用料（1 m ³ につき）			
			11～15 m ³	16～100 m ³	101～500 m ³	501 m ³ 以上
一般 汚水	処理区域	1,020 円	75 円	142 円	149 円	160 円
	処理区域外	577 円	45 円	80 円	86 円	91 円
公衆 浴場 汚水	処理区域	1,020 円	48 円			
	処理区域外	577 円	27 円			

※上記により計算した額に消費税等相当額を加えた額が使用料。

(ロ) 下水道事業受益者負担金および下水道事業分担金

下水道の施設の利用は、その整備区域に限られており、公費で下水道建設費全額をまかなうことは負担の公平を欠くことになることから、整備区域内の土地所有者等（受益者）からその費用の一部を負担していただくものである。

受益者負担金は、昭和 51 年に条例を制定し賦課徴収を行ってきたが、負担金額の適正化を図るため、昭和 59 年 4 月に改定した。

また、分担金は主に都市計画区域外の下水道建設費の一部に充てるものであり、平成5年4月に条例を制定し、負担していただいている。

負担金および分担金の額	335 円/㎡
算出根拠	(末端管渠費/㎡) (延長/ha) ↓ ↓ 88,240 円/㎡ × 190㎡/ha × 1/5 ÷ 10,000 ㎡
納付方法	3 年以内の分割納付または一括納付 (口座振替制度あり)

6 資 料



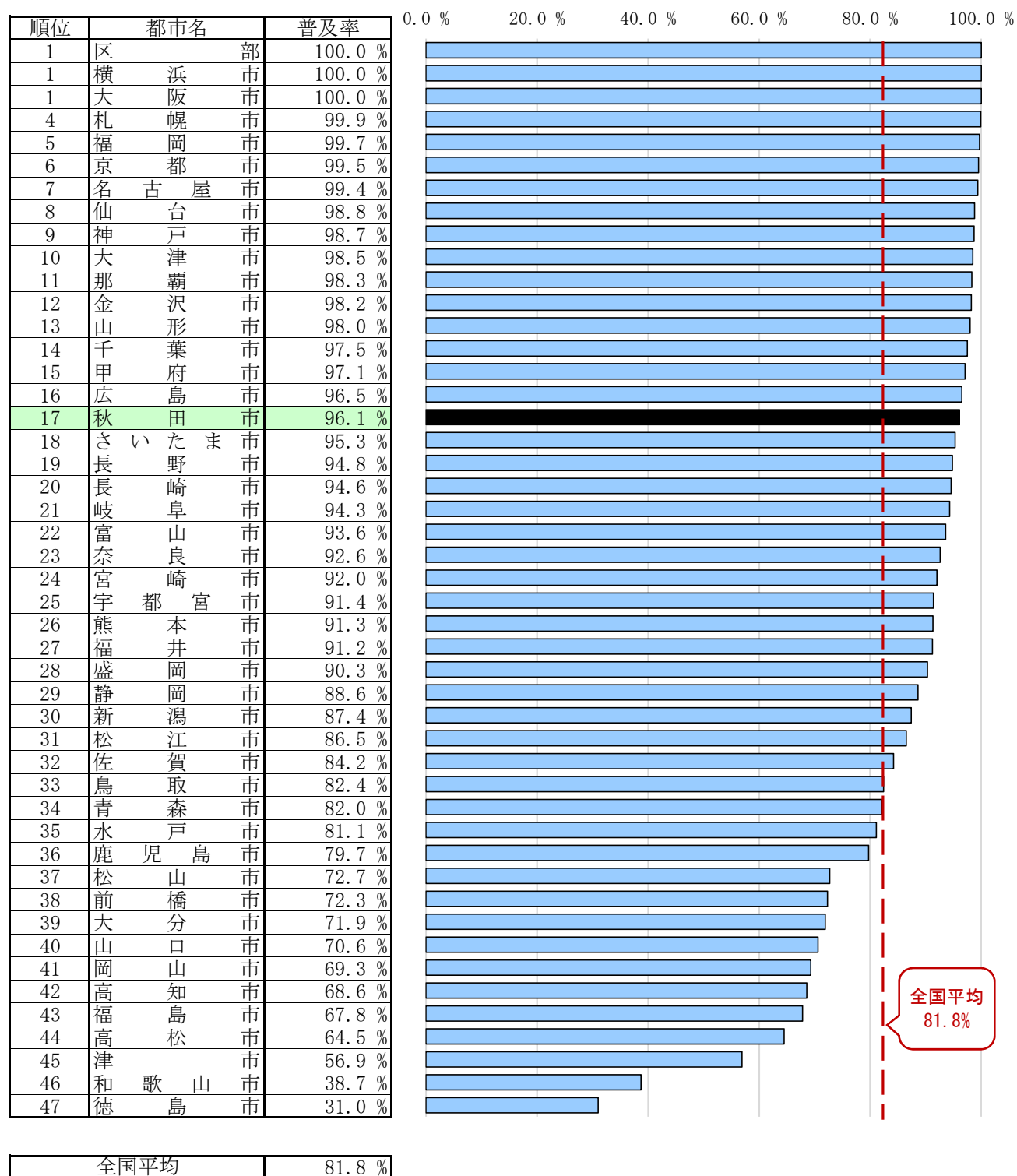
「身にしみる水の大切さ」

水に関するポスター展

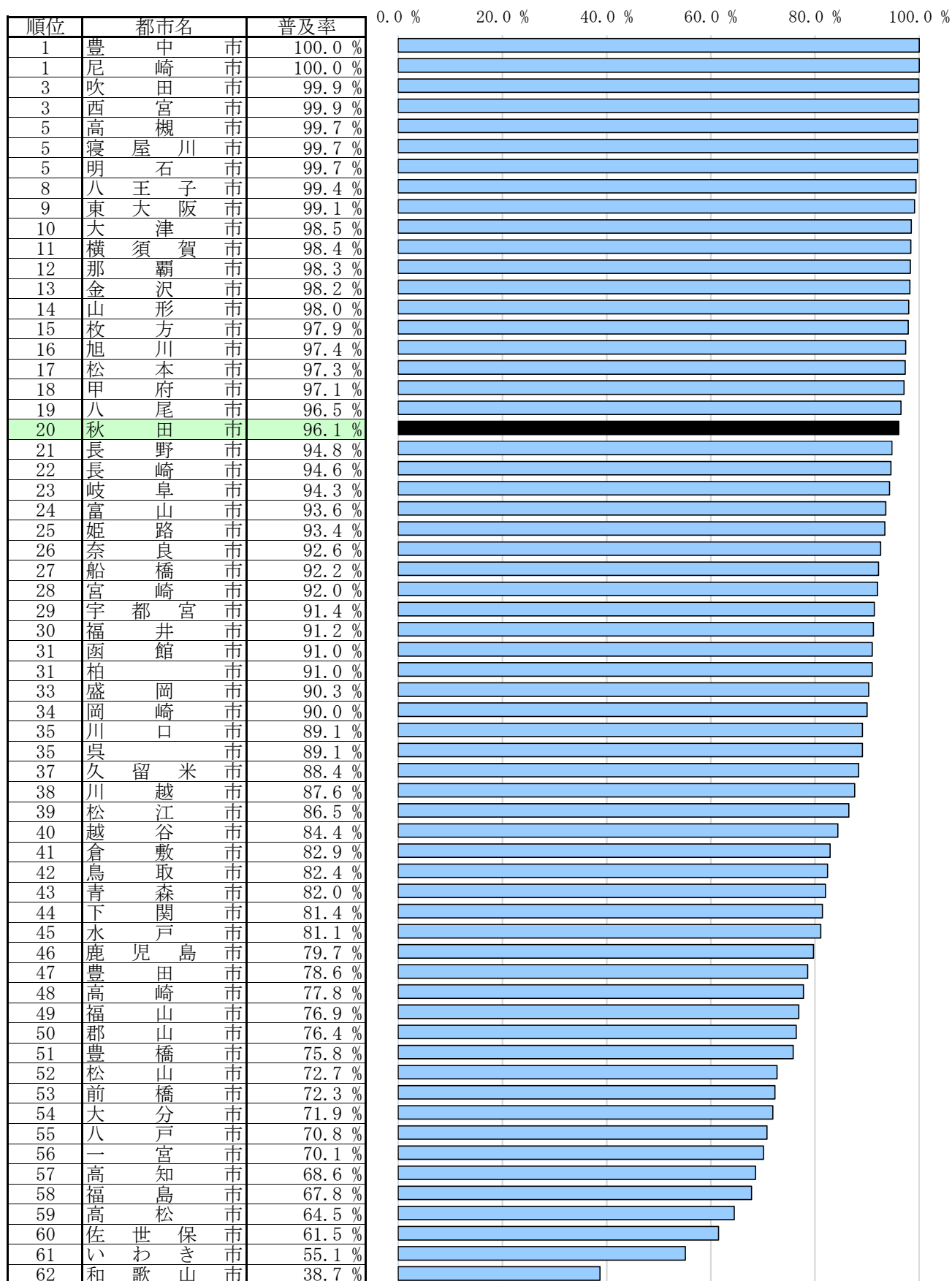
令和6年度 優秀賞

6 資 料

(1) 県庁所在地下水道普及率（令和6年度末）



(2) 中核市下水道普及率（令和6年度末）



下水道維持管理サービス向上のためのガイドラインに掲げられた背景情報・業務指標の試算結果

指標の優位性の説明 ↑：高いほどよい ↓：低いほどよい －：他の指標とあわせて評価

●背景情報（C I）

1 事業体の特徴（9項目）

分類番号	項目名	指標の優位性	施設名	R2	R3	R4	R5	R6	解 説
CI 10	事業体の名称	－	－	秋田市上下水道局	秋田市上下水道局	秋田市上下水道局	秋田市上下水道局	秋田市上下水道局	事業体の名称
CI 20	地方公営企業法の適用の有無	－	－	有	有	有	有	有	地方公営企業法の適用の有無
CI 30	事業名	－	－	公共下水道、特定環境保全公共下水道	公共下水道、特定環境保全公共下水道	公共下水道、特定環境保全公共下水道	公共下水道、特定環境保全公共下水道	公共下水道、特定環境保全公共下水道	事業名（公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道など）
CI 40	事業規模	－	－	Ac1	Ac1	Ac1	Ac1	Ac1	総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」分類区分（処理区域内人口別区分、有収水量密度別区分、使用開始後年数別区分により、東京、政令指定都市を除きA a 1～E d 4まで規模別に分類）
CI 50	職員数（人）	－	－	74	74	74	75	73	下水道事業に携わる職員数（下水道事業会計支弁職員数）
CI 60	資金収支（決算収入額）（千円）	－	－	10,297,463	10,146,952	10,194,517	10,129,867	10,083,825	下水道事業における収入額
CI 70	資金収支（決算支出額）（千円）	－	－	9,929,338	9,768,079	9,570,217	9,833,794	9,664,995	下水道事業における支出額
CI 80	維持管理費（千円）	－	－	3,480,469	3,612,437	3,429,599	3,818,875	3,627,740	下水道事業の管理運営に要する経費（人件費、動力費、薬品費、清掃費、点検調査費、補修費等）
CI 90	維持管理費民間委託比率（％）	－	－	17.06	16.71	17.05	18.27	19.90	維持管理費のうち、外部委託業務に要した経費の割合

2 システムの特徴（12項目）

分類番号	項目名	指標の優位性	施設名	R2	R3	R4	R5	R6	解 説
CI 100	行政区域人口（人）	－	－	304,334	301,573	298,587	295,065	291,412	秋田市行政区域内の人口（推計人口による）
CI 110	処理区域人口（人）	－	－	286,261	285,559	283,873	282,153	279,916	公共下水道が整備され、終末処理施設で汚水処理が可能となっている区域の人口（推計人口による）
CI 120	排水人口密度（人/ha）	－	－	47.6	47.1	46.5	45.5	44.8	公共下水道が整備され、終末処理施設で汚水処理が可能となっている区域の1ha当たりの人口割合（推計人口による）
CI 130	人口に対する普及率（％）	－	－	94.1	94.7	95.1	95.6	96.1	行政区域人口に対する、処理区域人口の割合
CI 140	水洗化率（％）	－	－	90.0	90.2	90.5	90.9	91.3	処理区域人口に対する、公共下水道に接続した人口の割合
CI 150	汚水管きょ延長（m）	－	－	1,214,993	1,236,757	1,257,371	1,280,191	1,304,018	汚水を排除するため市内に布設された管きょの延長
CI 160	雨水管きょ延長（m）	－	－	171,185	171,680	172,235	172,910	173,649	雨水を排除するため市内に布設された管きょの延長
CI 170	合流管きょ延長（m）	－	－	231,205	231,205	231,583	231,622	231,705	汚水と雨水を同一の管きょで排除する管の延長
CI 180	現在晴天時処理能力（m ³ /日）	－	－	63,530	1,530	1,530	1,150	1,150	終末処理施設が1日に処理できる水処理能力
CI 190	現在晴天時最大処理水量（m ³ /日）	－	－	21,992	879	776	330	406	晴天時に終末処理施設に入った日最大処理水量
CI 200	現在晴天時平均処理水量（m ³ /日）	－	－	13,635	466	469	260	260	晴天時に終末処理施設に入った日平均処理水量
CI 210	処理場数（か所）	－	－	2	2	2	1	1	市内にある終末処理施設の数

3 地域の特徴（4項目）

分類番号	項目名	指標の優位性	施設名	R2	R3	R4	R5	R6	解 説
CI 220	年間降雨量（mm）	－	－	2,063	1,871	1,751	2,354	1,748	終末処理施設の位置する地域の年間降雨量
CI 230	平均気温（℃）	－	－	12.6	12.7	13.0	13.8	13.5	終末処理施設の位置する地域の平均気温
CI 240	2030年度人口指数（％）	－	－	96.3	96.3	96.3	96.3	96.3	2000年の人口を100とした場合の2030年の将来人口指数（国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）による）
CI 250	放流先水域の類型	－	八橋下水道終末処理場 羽川浄化センター 金足浄化センター 仁別浄化センター	草生津川（B類型） 下浜鮎川（A類型） 旭川（AA類型）	下浜鮎川（A類型） 旭川（AA類型）	下浜鮎川（A類型） 旭川（AA類型）	旭川（AA類型） 旭川（AA類型）	旭川（AA類型）	終末処理施設処理水の放流先水域の類型

※金足浄化センターは令和元年度に廃止（ポンプ場化）、八橋下水道終末処理場は令和2年度に廃止（ポンプ場化）、羽川浄化センターは令和5年度に廃止

●業務指標（P I）

1 運転管理（管きよ）（7項目）

分類 番号	項 目 名	指標の 優位性	施 設 名	R2	R3	R4	R5	R6	解 説
Op 10	施設の経年化率（管きよ）（％）	↓	－	9.09	9.39	9.99	10.50	11.06	下水道管きよの維持管理延長のうち、標準的耐用年数を超過している管きよの割合
Op 20	管きよ調査率（％）	↑	－	0.99	0.98	0.18	1.36	0.08	下水道管きよの維持管理延長のうち、1年間に調査した管きよの割合 下水道管きよの維持管理（点検・調査）が計画的に行われているかを示す指標
Op 30	管きよ改善率（％）	↑	－	0.25	0.24	0.24	0.36	0.18	下水道管きよの維持管理延長のうち、1年間に更新・改良・修繕された管きよの割合 管きよの改善をどの程度進めているかを示す指標
Op 40	取付け管調査率（％）	↑	－	0.05	0.06	0.09	0.12	0.10	取付け管のうち、1年間に調査した取付け管の割合 取付け管の計画的な維持管理の度合いを示す指標
Op 50	取付け管改善数 （10万か所当たり）（か所）	↓	－	48	63	89	116	104	取付け管10万か所当たりの1年間に改善したか所数 取付け管の効率的な予防保全を行っている度合いの指標
Op 60	管きよ1km当たり陥没か所数 （か所/km）	↓	－	0.03	0.05	0.03	0.04	0.02	1年間に発生した下水道管きよ1km当たりの陥没か所数 管きよの水密性の欠如や劣化に伴う道路陥没の割合を示す指標
Op 70	管きよ1m当たり維持管理経費 （円/m）	↓	－	260	270	255	308	324	1年間に要した下水道管きよ1m当たりの維持管理経費 管きよの効率的な維持管理の度合いを示す指標

2 運転管理（水処理施設）（12項目）

分類 番号	項 目 名	指標の 優位性	施 設 名	R2	R3	R4	R5	R6	解 説
Ot 10	主要設備の経年化率（％）	↓	－	154.4	145.4	150.3	106.4	110.7	主要設備（①ポンプ設備、②水処理設備、③特高受変電設備、受変電設備）の標準耐用年数の総計に対する経過年数の総計の割合 主要設備の経年状況を示す指標
Ot 20	水処理プロセス余裕率（％）	↑	－	65.4	42.5	49.3	71.3	64.7	現在晴天時処理能力に対する余裕分の能力の割合 下水処理の安定性、柔軟性、危機対応性を示す指標
Ot 30	非常時電源確保率（％）	↑	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	全処理場のうち、非常時電源が確保できている処理場数の割合 非常時における危機対応能力を示す指標
Ot 40	施設の耐震化率（建築）（％）	↑	－	100.0	100.0	75.0	75.0	35.0	耐震補強が必要な建築施設数に対する耐震補強が完了した建築施設数の割合 施設の安全性および維持管理の安定性を示す指標
Ot 50	目標水質達成率（BOD）（％）	↑	八橋下水道 終末処理場	100.0					1年間に実施した全水質試験（BOD）のうち目標水質を達成した割合 BOD（生物化学的酸素要求量）は水の汚濁状態を表す指標のひとつ
			羽川浄化 センター	100.0	100.0	100.0			
			金足浄化 センター						
			仁別浄化 センター	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
Ot 60	目標水質達成率（COD）（％）	↑	八橋下水道 終末処理場						1年間に実施した全水質試験（COD）のうち目標水質を達成した割合 COD（化学的酸素要求量）は水の汚濁状態を表す指標のひとつ
			羽川浄化 センター						
			金足浄化 センター						
			仁別浄化 センター						
Ot 70	目標水質達成率（SS）（％）	↑	八橋下水道 終末処理場	100.0					1年間に実施した全水質試験（SS）のうち目標水質を達成した割合 SS（浮遊物質）は水の汚濁状態を表す指標のひとつ
			羽川浄化 センター	100.0	100.0	100.0			
			金足浄化 センター						
			仁別浄化 センター	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
Ot 80	目標水質達成率（T-N）（％）	↑	八橋下水道 終末処理場						1年間に実施した全水質試験（T-N）のうち目標水質を達成した割合 T-N（全窒素）は水の汚濁状態を表す指標のひとつ
			羽川浄化 センター						
			金足浄化 センター						
			仁別浄化 センター						
Ot 90	目標水質達成率（T-P）（％）	↑	八橋下水道 終末処理場						1年間に実施した全水質試験（T-P）のうち目標水質を達成した割合 T-P（全りん）は水の汚濁状態を表す指標のひとつ
			羽川浄化 センター						
			金足浄化 センター						
			仁別浄化 センター						
Ot 100	臭気基準遵守率（％）	↑	八橋下水道 終末処理場	100.0					1年間に実施した臭気指数測定回数のうち法基準値を遵守した割合
			羽川浄化 センター						
			金足浄化 センター						
			仁別浄化 センター						
Ot 110	水処理電力原単位(kWh/m ³)	↓	－	0.62	1.63	1.69	1.83	2.23	汚水1m ³ を処理するために水処理施設で使用する電力量 電力使用の効率を表す指標
Ot 120	水処理使用消毒剤原単位（g/m ³ ）	↓	－	26.4	2.6	2.7	1.9	1.6	処理水1m ³ を消毒するために水処理施設で使用する消毒剤量

※金足浄化センターは令和元年度に廃止（ポンプ場化）、八橋下水道終末処理場は令和2年度に廃止（ポンプ場化）、羽川浄化センターは令和5年度に廃止

3 ユーザー・サービス (17項目)

分類 番号	項 目 名	指標の 優位性	施 設 名	R2	R3	R4	R5	R6	解 説
U 10	雨水排水整備率 (%)	↑	－	50.6	50.7	50.7	50.7	51.1	雨水排除のために下水道の整備が必要な全体面積のうち整備が完了した面積の割合
U 20	法定水質基準遵守率 (BOD) (%)	↑	八橋下水道 終末処理場 羽川浄化 センター 金足浄化 センター 仁別浄化 センター	100.0 100.0 100.0 100.0	 100.0 100.0 100.0	 100.0 100.0 100.0	 100.0 100.0	 100.0 100.0	1年間に実施した法律に基づく水質試験 (BOD) のうち法定水質基準を遵守した割合 BOD (生物化学的酸素要求量) は水の汚濁状態を表す指標のひとつ
U 30	法定水質基準遵守率 (COD) (%)	↑	八橋下水道 終末処理場 羽川浄化 センター 金足浄化 センター 仁別浄化 センター	 	 	 	 	 	1年間に実施した法律に基づく水質試験 (COD) のうち法定水質基準を遵守した割合 COD (化学的酸素要求量) は水の汚濁状態を表す指標のひとつ
U 40	法定水質基準遵守率 (SS) (%)	↑	八橋下水道 終末処理場 羽川浄化 センター 金足浄化 センター 仁別浄化 センター	100.0 100.0 100.0 100.0	 100.0 100.0 100.0	 100.0 100.0 100.0	 100.0 100.0	 100.0 100.0	1年間に実施した法律に基づく水質試験 (SS) のうち法定水質基準を遵守した割合 SS (浮遊物質) は水の汚濁状態を表す指標のひとつ
U 50	法定水質基準遵守率 (T-N) (%)	↑	八橋下水道 終末処理場 羽川浄化 センター 金足浄化 センター 仁別浄化 センター	 	 	 	 	 	1年間に実施した法律に基づく水質試験 (T-N) のうち法定水質基準を遵守した割合 T-N (全窒素) は水の汚濁状態を表す指標のひとつ
U 60	法定水質基準遵守率 (T-P) (%)	↑	八橋下水道 終末処理場 羽川浄化 センター 金足浄化 センター 仁別浄化 センター	 	 	 	 	 	1年間に実施した法律に基づく水質試験 (T-P) のうち法定水質基準を遵守した割合 T-P (全りん) は水の汚濁状態を表す指標のひとつ
U 70	法定水質基準遵守率 (大腸菌群数) (%)	↑	八橋下水道 終末処理場 羽川浄化 センター 金足浄化 センター 仁別浄化 センター	100.0 100.0 100.0 100.0	 100.0 100.0 100.0	 100.0 100.0 100.0	 100.0 100.0	 100.0 100.0	1年間に実施した法律に基づく水質試験 (大腸菌群数) のうち法定水質基準を遵守した割合 大腸菌群数は糞便による水の汚染を唆し、水の汚れの程度を示す指標のひとつ
U 80	管きよ等閉塞事故発生件数 (10 万人当たり) (件)	↓	－	12.6	8.4	8.5	2.1	8.9	管きよ等の閉塞に伴う汚水の逆流、溢流により発生した、処理区域人口10万人当たりの事故件数
U 90	第三者人身事故発生件数 (10万人当たり) (件)	↓	－	0.00	0.00	0.40	0.00	0.00	1年間に発生した、処理区域人口10万人当たりの第三者人身事故件数
U 100	下水道サービスに対する 苦情件数 (10万人当たり) (件)	↓	－	242	308	281	382	264	1年間に通報を受け文書化した、処理区域人口10万人当たりの苦情件数
U 110	苦情処理率 (%)	↑	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	お客様からの苦情に対して、1週間以内に対処した割合
U 120	下水道使用料 (一般家庭用) (円)	↓	－	2,830	2,830	2,830	2,830	2,830	1か月に20㎡を利用した時の一般家庭用下水道使用料
U 130	下水道処理人口1人当たり汚水処 理費 (維持管理費) (円/人)	↓	－	8,775	9,390	8,917	10,130	9,488	処理区域人口1人当たりの維持管理にかかる汚水処理費用 維持管理に関する運営状況を示す指標
U 140	下水道処理人口1人当たり汚水処 理費 (資本費) (円/人)	↓	－	7,901	7,627	7,995	6,865	7,676	処理区域人口1人当たりの資本費にかかる汚水処理費用 建設改良に関する運営状況を示す指標
U 150	下水道処理人口1人当たり汚水 処理費 (円/人)	↓	－	16,676	17,016	16,911	16,994	17,164	処理区域人口1人当たりの、年間に排出する汚水処理するための費用
U 160	職員1人当たり下水道使用料収入 (円/人)	↑	－	65,708,010	65,637,463	64,703,406	63,433,403	65,648,086	職員1人当たりの生産性を示す指標のひとつ
U 170	職員1人当たり年間有収水量 (千㎡/人)	↑	－	572	570	563	544	558	職員1人当たりの生産性を示す指標のひとつ

※金足浄化センターは令和元年度に廃止 (ポンプ場化)、八橋下水道終末処理場は令和2年度に廃止 (ポンプ場化)、羽川浄化センターは令和5年度に廃止

4 経営（13項目）

分類 番号	項 目 名	指標の 優位性	施 設 名	R2	R3	R4	R5	R6	解 説
M 10	1人・1日当たり平均有収水量（m/人）	－	－	0.27	0.27	0.27	0.26	0.27	処理区域人口1人・1日当たりの有収水量
M 20	有収率（％）	↑	－	85.3	83.9	80.1	75.7	80.7	年間の総汚水処理水量のうち、使用料徴収の対象となった水量（有収水量）の割合 収益性を示す指標
M 30	経常収支比率（％）	↑	－	103.8	103.9	105.3	102.3	104.3	経常費用が経常収益によって、どの程度賄われているかを示す指標
M 40	繰入金比率（収益的収入分）（％）	↓	－	32.1	32.0	31.9	33.0	33.3	収益的収入における繰入金の依存度を表しており、経営状況の健全性、効率性を示す指標のひとつ
M 50	繰入金比率（資本的収入分）（％）	↓	－	15.8	15.5	16.7	14.6	16.2	資本的収入における繰入金の依存度を表しており、経営状況の健全性、効率性を示す指標のひとつ
M 60	使用料単価（円/m）	↓	－	173.6	173.8	173.7	174.9	175.2	有収水量1m当たりの使用料収入 使用料の水準を示す指標
M 70	汚水処理原価（円/m）	↓	－	170.4	173.9	174.1	176.3	175.7	有収水量1m当たりの汚水処理費 汚水処理の効率性を示す指標のひとつ
M 80	汚水処理原価（維持管理費）（円/m）	↓	－	89.7	96.0	91.8	105.1	97.1	有収水量1m当たりの維持管理にかかる汚水処理費 汚水処理の効率性を示す指標のひとつ
M 90	汚水処理原価（資本費）（円/m）	↓	－	80.7	78.0	82.3	71.2	78.6	有収水量1m当たりの資本費にかかる汚水処理費 汚水処理の効率性を示す指標のひとつ
M 100	経費回収率（％）	↑	－	101.9	100.0	99.7	99.2	99.7	汚水処理費に対する下水道使用料による回収率 経営状況の健全性を示す指標のひとつ
M 110	経費回収率（維持管理費）（％）	↑	－	193.6	181.1	189.2	166.5	180.4	汚水処理費のうち維持管理費に対する下水道使用料による回収率 経営状況の健全性を示す指標のひとつ
M 120	経費回収率（資本費）（％）	↑	－	215.0	223.0	211.0	245.6	223.0	汚水処理費のうち資本費に対する下水道使用料による回収率 経営状況の健全性を示す指標のひとつ
M 130	要員の公務・労務災害発生件数 （処理水量100万m当たり） （件/100万m）	↓	－	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	処理水量100万m当たりの、休業4日以上での公務・労務災害年間発生件数 安全衛生管理の水準を示す指標

5 環境（7項目）

分類 番号	項 目 名	指標の 優位性	施 設 名	R2	R3	R4	R5	R6	解 説
E 10	晴天時汚濁負荷削減率（BOD）（％）	↑	八橋下水道 終末処理場	98.0					終末処理施設における汚泥負荷（BOD）の削減率
			羽川浄化 センター	98.3	98.2	97.5			
			金足浄化 センター						
			仁別浄化 センター	86.7	77.4	62.5	77.7	72.3	
E 20	再生水の使用率（％）	↑	八橋下水道 終末処理場	2.4					1年間の処理水量に対する再生水として利用した水量の割合
			羽川浄化 センター	0.0	0.0	0.0			
			金足浄化 センター						
			仁別浄化 センター	15.2	0.9	0.9	0.0	1.4	
E 30	下水汚泥リサイクル率（％）	↑	－	100.0					1年間に発生した下水汚泥量に対する有効利用された汚泥量の割合
E 40	処理人口1人当たり温室効果ガス 排出量（kg-CO ₂ /人）	↓	－	39.2					処理区域人口1人当たりの、1年間に下水道事業に伴い排出した温室効果ガスCO ₂ 換算排出量（八橋処理区のみ）
E 50	下水排除基準に対する適合率（％）	↑	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	規制対象事業場に対して1年間に実施した採水件数のうち下水排除基準に適合した割合
E 60	環境基準達成のための高度 処理人口普及率（％）	↑	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	高度処理施設整備の進捗度合いを示す指標
E 70	合流式下水道改善率（％）	↑	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	合流式下水道の改善に係る施策の進捗度合いを示す指標

※金足浄化センターは令和元年度に廃止（ポンプ場化）、八橋下水道終末処理場は令和2年度に廃止（ポンプ場化）、羽川浄化センターは令和5年度に廃止



令和6年度
下水道事業統計年報
令和7年10月14日

発行・編集 秋田市上下水道局総務課（経営企画係）

〒010-0945 秋田市川尻みよし町14番8号

電話 018-823-8434

ファクス 018-824-7414

Eメール ro-wtmn@city.akita.lg.jp

ホームページ <https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html>